

シンガポール
特許法(2005年改正)
2016年11月1日版

目次

第1部 序

第1条 簡略名称

第2条 解釈

第3条 政府への適用

第II部 管理

第4条 特許登録官及びその他の職員

第5条 登録官による委任

第6条 特許登録局

第7条 登録局の印章

第8条 登録官の権限

第9条 召喚拒否と犯罪

第10条 証言・証拠提出の拒否と犯罪

第11条 職員の発明取引の禁止

第12条 職員による情報提供の禁止

第III部 特許性

第13条 特許性のある発明

第14条 新規性

第15条 進歩性

第16条 産業上の利用

第17条 優先日

第18条 先の出願と後の出願との間における事項等の開示

第IV部 特許を出願し取得する権利

第19条 特許を出願し取得する権利

第20条 特許を受ける権原の問題について特許付与前に行う決定

第21条 特許付与前に付託された問題の特許付与後における決定

第22条 共同出願人による出願の取扱い

第23条 第20条又は第22条に基づく出願移転の効果

第24条 発明者の明記

第V部 特許出願書類

第25条 出願手続

第26条 出願日

第 27 条 出願の公開

第 VI 部 特許付与の手続

第 28 条 予備審査

第 29 条 調査及び審査

第 29A 条 特許付与の適格性等

第 29B 条 審査報告書に対する再審査等

第 30 条 特許付与

第 31 条 特許付与前に出願を補正する一般的権限

第 32 条 (廃止)

第 33 条 シンガポールの防衛又は公衆の安全に不利益な情報

第 34 条 シンガポール居住者の外国出願に対する制限

第 VII 部 付与後の特許に関する規定

第 35 条 公告及び特許証

第 36 条 特許存続期間

第 36A 条 特許存続期間の延長

第 37 条 特許は単一性の欠如を理由に異議を唱えられないこと

第 38 条 特許付与後に明細書を訂正する一般的権限

第 38A 条 (廃止)

第 39 条 失効した特許の回復

第 40 条 特許の権利放棄

第 VIII 部 特許及び特許出願の財産権及び登録

第 41 条 特許及び特許出願の性質及び取引

第 42 条 特許登録簿

第 43 条 特許の権利に関する登録等の効果

第 44 条 登録簿の更正

第 45 条 登録簿, 書類等の証拠能力

第 46 条 特許及び特許出願の共有

第 47 条 特許付与後の権利に関する決定

第 48 条 第 47 条に基づく特許の移転の効果

第 IX 部 従業者発明

第 49 条 従業者発明に関する権利

第 50 条 補足規定

第 X 部 特許製品に関する契約

第 50A 条 この部の適用

第 51 条 一定の制限的条件の解除

第 52 条 一定の契約の一部についての解約

第 XI 部 ライセンス及び強制ライセンス
第 53 条 ライセンス
第 54 条 第 53 条に基づいて行われた記入の取消
第 55 条 強制ライセンス

第 XII 部 政府の役務のための特許発明の使用
第 56 条 政府及び授権された者による特許発明の使用
第 57 条 政府の使用に関する第三者の権利
第 58 条 政府の使用に関する紛争の付託
第 59 条 (廃止)
第 60 条 第 56 条に基づく権利の性質及び範囲
第 61 条 特許権者への通知義務
第 62 条 特許権者の対価を受ける権原
第 63 条 (廃止)
第 64 条 (廃止)
第 65 条 (廃止)

第 XIII 部 特許侵害
第 66 条 侵害の意味
第 67 条 特許の侵害手続
第 68 条 立証責任の転換
第 69 条 侵害に関する救済の制限
第 70 条 一部有効な特許の侵害に関する救済
第 71 条 優先日前に開始した使用を継続する権利
第 72 条 特許の有効性が争われたことの証明書
第 73 条 共同所有者による侵害手続
第 74 条 排他的ライセンシーによる侵害手続
第 75 条 侵害手続に対する不登録の効果
第 76 条 出願公開により付与される権利の侵害
第 77 条 根拠のない侵害手続の脅迫に対する救済
第 78 条 不侵害の宣言

第 XIV 部 特許の取消及び有効性に関する手続
第 79 条 (廃止)
第 80 条 申請に基づいて特許を取り消す権限
第 81 条 特許を取り消す登録官の権限
第 82 条 特許の有効性を争点とすることができる手続

第 XV 部 特許及び出願の補正
第 83 条 侵害又は取消手続における特許の補正

第 84 条 出願及び特許の補正に追加の事項を含めないこと

第 XVI 部 国際特許出願

第 85 条 国際特許出願の効果

第 86 条 出願の国際段階及び国内段階

第 87 条 国際出願に関する規定の調整

第 88 条 特許協力条約及びその文書の証拠能力

第 XVII 部 法的手続

第 89 条 裁判所又は登録官の下での手続

第 90 条 登録官の決定に対する上訴

第 91 条 裁判所の一般的権限

第 92 条 登録官の裁量権の行使

第 93 条 特許手続において聴聞を受ける権利

第 94 条 特許手続に関して弁護士と交信する特権の拡張

第 95 条 特許代理人と交信する特権

第 96 条 登録官の下での手続における費用及び経費

第 97 条 登録官の命令により付与されるライセンス

第 XVIII 部 違反行為

第 98 条 登録簿等の偽造

第 99 条 不正な特許権主張

第 100 条 特許出願済みである旨の不正な主張

第 101 条 「特許登録局」の呼称の不正使用

第 102 条 法人及びパートナーシップによる違反行為

第 103 条 犯罪の示談

第 XIX 部 特許代理人及び外国特許代理人

第 104 条 特許代理人及び外国特許代理人の登録

第 105 条 特許代理人として行動することができる者等

第 105A 条 外国特許代理人

第 XX 部 雑則及び総則

第 106 条 庁、その職員及び審査官の免責

第 107 条 特許及び出願における誤記の訂正

第 108 条 特許出願及び特許に関する情報並びに書類の閲覧

第 109 条 (廃止)

第 110 条 期間の延長

第 111 条 就業時間及び非就業日

第 112 条 没収品を売却する政府の権利

第 113 条 発明の範囲

- 第 114 条 微生物試料の入手可能性
- 第 115 条 規則
- 第 115A 条 様式及び登録官の指示
- 第 116 条 手数料
- 第 116A 条 附則の改正
- 第 117 条 経過規定

附則

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称

本法は、特許法として引用することができる。

第 2 条 解釈

(1) 本法では、文脈上他に要求されない限り、

「国際博覧会に関する条約」とは、1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会に関する条約であって、同条約に関する現に有効な議定書により改正又は補充されたものをいう。

「対応する出願」とは、特許出願(本定義において「当該出願」という)に関して、何れかの所定の特許庁に行われた又は行われたものとして取り扱われる出願であって次に該当するものをいう。

(a) 当該出願において第 17 条に基づく優先権の主張の基礎となるもの、又は

(b) 次の何れかを基礎とした優先権の主張がされるもの

(i) 当該出願、若しくは

(ii) 当該出願においても第 17 条に基づく優先権の主張の基礎とされている出願

「対応する国際出願」とは、特許出願に関して、特許協力条約に基づいて行われた出願であって次に該当するものをいう。

(a) 当該出願において第 17 条に基づく優先権の主張の基礎となるもの、又は

(b) 次の何れかを基礎とした優先権の主張がされるもの

(i) 当該出願、若しくは

(ii) 当該出願においても第 17 条に基づく優先権の主張の基礎とされている出願

「対応する特許」とは、対応する出願に関して、対応する出願の出願先であるか又は出願先として取り扱われる所定の特許庁により付与された特許をいう。

「TRIPS 理事会」とは、TRIPS 協定に基づいて設置された知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会をいう。

「国」とは、次のものを含む。

(a) 他国の支配を受けているか若しくは宗主権下にある植民地、保護領若しくは領土、又は

(b) 国際連合の信託統治制度下で他国により管理されている領土

「裁判所」とは、高等裁判所をいう。

「出願日」とは、

(a) 本法に基づいて出願される特許出願に関しては、当該出願を第 26 条により出願する日をいう。

(b) その他の出願に関しては、当該出願がされた国の法律又は当該国が締約国である条約の定めに基づいて、(当該出願の結果の如何に拘らず)当該出願の当該国における出願日又は当該国における出願の出願日と同等の日として取り扱われるべき日をいう。

「指定する」とは、出願又は特許に関しては、当該出願又は特許の主題である発明に関して保護を求める国を(特許協力条約に従って)指定することをいう。

「ドーハ宣言実施決定」とは、2001 年 11 月 14 日ドーハで採択された TRIPS 協定及び公共の保健に関する宣言の第 6 項の実施に関して 2003 年 8 月 30 日に世界貿易機関一般理事会により採択された決定をいう。

「従業者」とは、雇用契約に基づいて又は政府省庁の下で若しくはそのために雇用されて働いているか又は(当該雇用が終了している場合は)働いたことのある者をいう。

「使用者」とは、従業者に関しては、当該従業者を雇用しているか又は雇用したことがある者をいう。

「欧州特許条約」とは、欧州特許の付与に関する条約をいう。

「欧州特許庁」とは、欧州特許条約により設立された同名の官庁をいう。

「審査」とは、特許出願に関して、審査官が規定された事項について決定するために行う審査をいう。

「審査官」とは、特許に関する問題や事項を付託する目的で(特許が付与される前後において、特許出願に関するあらゆる調査又は審査若しくは調査と審査の双方の実施を含む)、登録官によって指名された所定の人、機関、団体又は外国若しくは国際の特許庁若しくは機関を意味し、第5条(1)に従って登録官がこの権限又は職務を委任した特許副登録官及び特許登録官補又は職員を含む。

「排他的ライセンス」とは、特許の所有者又は特許出願人からライセンシーに対して、又はライセンシー及び同人が委任する者に対して、他のすべての者(当該所有者又は出願人を含む)を排除して、当該特許又は出願に係わる発明に関して権利を与えるライセンスをいい、かつ、「排他的ライセンシー」及び「非排他的ライセンシー」は、相応に解釈する。

「出願手数料」とは、第25条適用上の所定の手数料をいう。

「方式要件」とは、本法適用上の方式要件として規則で指定する本法及び規則の要件をいう。

「国際特許出願」とは、特許協力条約に基づいて行われる出願をいう。

「国際特許出願(シンガポール)」とは、国際特許出願であって、その出願日にシンガポールを指定する出願をいう。

「国際事務局」とは、1967年7月14日にストックホルムで署名された条約により設置された世界知的所有権機関の事務局をいう。

「国際博覧会」とは、国際博覧会に関する条約の規定に該当するか又は同条約に代わるその後の条約の規定に該当する公式又は公認の国際博覧会をいう。

「特許性に関する国際予備報告」とは、特許協力条約に基づく規則にいう次のものの何れかをいう。

(a) 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第1章)、又は

(b) 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第2章)

「発明者」とは、発明に関しては、当該発明を行った本人をいい、かつ、「共同発明者」は、相応に解釈する。

「公報」とは、第115条(4)におけるのと同じ意味である。

「法務官」とは、シンガポール法務局の法務官をいう。

「販売承認」とは、医薬品に関しては、

(a) 薬剤法(Cap. 176)第5条に基づく製品ライセンスであって、特許法改正法(2012年)第2条(d)の施行日前のもの、又は

(b) 医療機器法(Cap. 122D)第7章による登録であって、特許法改正法(2012年)第2条(d)の施行日以降のもの

「薬用製品」とは、

(a) 薬剤法におけるのと同じ意味、又は

(b) 薬用医療製品

「欠落部分」とは、特許出願に関しては、当該出願の出願日において願書から欠落していた次のものをいう。

(a) 図面、又は

(b) 特許を求めている発明の明細書の一部

「譲渡抵当」とは、名詞として用いるときは、金銭又は金銭的価値のものを確保するための担保権を含み、かつ、動詞として用いるときは、相応に解釈する。

「庁」とは、シンガポール知的所有権庁法(第 140 章)に基づいて設立されたシンガポール知的所有権庁をいう。

「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日にパリで署名された工業所有権の保護に関する条約をいう。

「特許」とは、本法に基づく特許をいい、かつ、第 117 条(3)により有効な特許を含む。

「特許協力条約」とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンで署名された同名の条約をいう。

「特許発明」とは、特許が付与された発明をいい、かつ、「特許方法」は、相応に解釈する。

「特許製品」とは、特許発明である製品又は特許方法に関しては、当該方法により直接に得られた製品若しくは当該方法が適用された製品をいう。

「者(人)」とは、政府を含む。

「医薬品」とは、病気を治療又は防止する目的で全部又は大部分を人間に投与することにより用いられる物質である薬用製品をいうが、次のものは含まない。

(a) 専ら次のように用いられる物質

(i) 診断又は検査のため

(ii) 装置、機械装置、計器若しくは器具として、又は

(b) 附則第 2 項若しくは第 3 項に定める物質若しくは定める種類に属するもの

「所定の様式」とは、第 115A 条に基づいて登録官が公告する様式をいう。

「優先日」とは、第 17 条に基づいて優先日と決定される日をいう。

「公開される」とは、(シンガポールにおいてか他所においてかを問わず)公衆の利用に供されることをいい、かつ、書類は、手数料を納付するか否かを問わず、シンガポールの何れかの場所で公衆が権利として閲覧することができる場合は、本法の規定に基づいて公開されたものと解し、かつ、「再公開される」は、相応に解釈する。

「登録簿」とは、第 42 条に基づいて保管される特許登録簿をいい、「登録する」とは、何らかの事項に関して、当該事項若しくはその詳細又はそれに関する通知を登録簿に記入することをいい、かつ、人に関して用いるときは、その名称を登録簿に記入することをいう。

「登録外国特許代理人」とは、第 104 条の規定に従って外国特許代理人の登録簿にその名前が登録された者をいう。

「登録特許代理人」とは、第 104 条に基づいて定める規則に従って管理される特許代理人登録簿に名称の記入がある者をいう。

「登録官」とは、特許登録官をいい、かつ、本法に基づく職務に就く特許副登録官を含む。

「登録局」とは、本法に基づいて設置される特許登録局をいう。

「関連国内段階出願」とは、特許出願(第 86 条(3)に基づきシンガポールにおいて国内段階に移行した国際特許出願又は出願日が国際特許出願に由来する第 26 条(11)に従って出願された新出願であること)に関して、シンガポールにおける同一の国際出願(優先権主張の対象で

ない国際特許出願であること)に由来し、所定の特許庁に出願されたものとして取り扱われる当該出願(所定の特許庁の国又は管轄において国内段階又は広域段階に移行した国際特許出願(シンガポール)であること)をいう。

「関連国内段階特許」とは、関連国内段階出願に関して、関連国内段階出願を出願したものとして扱う所定の特許庁により付与された特許をいう。

「関係当局」とは、医薬品に関しては、保健科学庁法(Cap. 122C)に基づいて設置される保健科学庁をいう。

「関係保健製品」とは、次の項目にいう製品である特許発明をいう。

(a) ドーハ宣言実施決定の第1項(a)、又は

(b) TRIPS 協定付属書の第1項(a)

「権利」は、特許又は出願に関しては、当該特許又は出願に関する権利を含み、かつ、前記規定を害することなく、特許の権利というときは、当該特許における持分を含めていう。

「専門委員」とは、学術的有資格者、医師、エンジニア、建築士、測量士、会計士、保険計理士、その他の専門技能者をいう。

「調査」とは、規定された事項を発見するために特許出願に関して審査官が実施する調査をいう。

「補充審査」とは、規定された事項を決定するために特許出願に関して審査官が実施する補充審査をいう。

「TRIPS 協定」とは、WTO 協定付属書 1C に規定され、随時改定又は修正された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(2) 規則には、博覧会が(1)における国際博覧会の定義に該当する旨を公報に告示する規定を設けることができ、かつ、その告示は、当該博覧会が前記の定義に該当することの確定証拠である。

(3) 本法の適用上、ある事項は、それが第17条の意味での関係出願又は特許明細書において(権利の部分放棄又は先行技術の認容による場合を除き)クレームされ又は開示されたときは、当該出願又は明細書で開示されたものと解する。

(4) 本法の適用上、

(a) クレームは、次の場合は、他のクレームに合致する。

(i) 2のクレームが同一である場合、又は

(ii) 第2のクレームにおける各限定が次のようなものである場合

(A) 第1のクレームにおける限定と同一である、若しくは

(B) 第1のクレームと表現上でのみ異なり、内容上は異なる。

(b) 2以上のクレームが単一のクレームに合致することもあり得る。

(5) 本法において出願時での特許出願というときは、出願日当日の状態におけるその出願をいう。

(6) 本法において特許出願が公開されるというときは、第27条に基づいて公開されることをいう。

(7) 本法においてパリ条約又は特許協力条約というときは、当該条約又はそれに代わる他の国際条約若しくは協定でシンガポールを締約国とする条約又は国際協定(何れの場合も議定書又は付属書類を含む)により、又は当該条約若しくは協定の規定に従って修正又は補充されたものをいい、かつ、当該条約又は協定に基づいて作成される文書も含めていう。

(8) 仲裁手続法(Cap. 10)は, 本法に基づく登録官への手続には適用しない。

第3条 政府への適用

本法は, 政府を拘束する。

第 II 部 管理

第 4 条 特許登録官及びその他の職員

- (1) 特許登録局を統括管理する特許登録官を置く。
- (2) 1 又は 2 以上の特許副登録官を置く。特許副登録官は、第 5 条に基づく登録官の権限を除き、登録官の管理に従うことを条件として、本法に基づく登録官のすべての権限及び職務を有する。
- (3) 1 又は 2 以上の特許登録官補を置く。
- (4) 本条に基づく登録官及び他のすべての職員は、大臣が任命する。

第 5 条 登録官による委任

- (1) 登録官は、特定の又は特定の種類の事項に関して、自ら署名した書面を以って、本法に基づく登録官のすべての又は何れかの権限又は職務(ただし、この委任する権限自体は除く)を特許登録官補、職員又は特定の若しくは特定の種類の事項に関する関連資格所有者又は経験者に委任することができ、委任された権限及び職務は、当該受任者が、当該委任状に指定された特定の又は特定の種類の事項に関して行使することができる。
- (2) 本条に基づく委任は、任意に撤回可能であり、かつ、如何なる委任も登録官又は副登録官の権限の行使又は職務の遂行を妨げてはならない。
- (3) (1)における関連資格保有者又は経験者は、委任された権限及び職務を実行する時、刑法(Cap. 224)において公務員であるとみなされる。

第 6 条 特許登録局

本法の適用上、特許登録局と称する官庁を設置する。

第 7 条 登録局の印章

登録局の印章を備え置くものとし、かつ、その印章の印影は、裁判所が確知するものでなければならない。

第 8 条 登録官の権限

登録官は、本法の適用上、次を行うことができる。

- (a) 証人を召喚すること
- (b) 口頭であるか否かを問わず、宣誓に基づく証拠を受領すること
- (c) 書類又は物品の提出を要求すること、及び
- (d) 登録官への手続の当事者に対する費用額を裁定すること

第 9 条 召喚拒否と犯罪

- (1) 証人として登録官の下に出頭するよう召喚された者は、合法的な理由なく、召喚に従って出頭することを怠ってはならない。
- (2) 書類又は物品を提出するよう登録官に要求された者は、合法的な理由なく、その書類又は物品を提出することを怠ってはならない。
- (3) (1)又は(2)に違反する者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば 2,000 ドル以下の

罰金若しくは3月以下の拘禁に処し、又はこれらを併科する。

第10条 証言・証拠提出の拒否と犯罪

(1) 登録官の下に出頭する者は、合法的な理由なく宣誓若しくは確約を拒否し、又は法に従って提出することを要する書類若しくは物品の提出若しくは回答することを要する質問への回答を拒否してはならない。

(2) (1)に違反する者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば2,000ドル以下の罰金若しくは3月以下の拘禁に処し、又はこれらを併科する。

第11条 職員の発明取引の禁止

(1) 職員又は登録局に雇われる者は、シンガポールで付与されたものか他所で付与されたものかを問わず、発明又は特許を売買、取得又は取引してはならず、また、シンガポールでライセンスされたものか他所でライセンスされたものかを問わず、特許の権利又は特許に基づくライセンスを売買、取得又は取引してはならない。

(2) (1)に違反する者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば2,000ドル以下の罰金若しくは3月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

(3) 本条に違反して実行された売買、取得、譲渡又は移転は、無効である。

(4) 本条は、発明者本人に対して又は法定の遺贈若しくは承継による取得に対しては適用されない。

第12条 職員による情報提供の禁止

(1) 職員又は登録局に雇われる者は、本法により必要とされるか若しくは認められる場合又は登録官の書面による指示に基づくか若しくは裁判所の命令による場合を除き、次の行為をしてはならない。

(a) 本法に基づいて処理中又は処理済の事項に関する情報を提供すること

(b) 本法に基づいて登録局に提出することが必要とされ若しくは認められる書類を作成すること又は作成を補佐すること

(c) 登録局の記録を調査すること

(2) (1)に違反する者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば2,000ドル以下の罰金若しくは3月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

第 III 部 特許性

第 13 条 特許性のある発明

- (1) (2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである。
- (a) 発明が新規であること
 - (b) 発明に進歩性があること
 - (c) 発明が産業上利用できること
- (2) 公表又は利用により不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない。
- (3) (2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道德な又は反社会的なものとみなしてはならない。

第 14 条 新規性

- (1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規とみなされる。
- (2) 発明の場合の技術水準とは、その発明の優先日前の何れかの時点で書面若しくは口述による説明、使用又は他の方法により(シンガポールにおいてか他所においてかを問わず)公衆の利用に供されているすべての事項(製品、方法、その何れかに関する情報又は他の何であるかを問わない)を包含するものと解する。
- (3) 特許出願又は特許に係わる発明の場合の技術水準とは、次の条件が満たされるときは、その発明の優先日以後に公開された他の特許出願に含まれる事項をもまた包含するものと解する。
- (a) 当該事項が当該他の特許出願に、出願時にも、公開時にも、含まれていたこと、及び
 - (b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日よりも早いこと
- (4) 本条の適用上、発明を構成する事項の開示は、特許又は特許出願の場合は当該特許出願の出願日直前の 12 月の期間が始まった後に生起し、かつ、次の何れかに当たる場合は、無視する。すなわち、
- (a) 当該開示が、ある者が次の者から当該事項を不法に又は秘密に反して取得した事項により生起したものであった場合
 - (i) 発明者又は当該事項を発明者が秘密に明かしたか、又は当該事項を知る権原があると自ら若しくは発明者が信じて発明者からこれを取得した他の者、又は
 - (ii) 当該事項を(i)若しくは本号にいう者が秘密に明かしたか、又は当該事項を知る権利があると自ら信じてこれを(i)若しくは本号にいう者から取得した他の者
 - (b) 当該開示が、発明者から、又は当該事項を発明者から明かされたか若しくは発明者から取得した者から秘密に当該事項を明かされた者により、秘密に反して行われた場合
 - (c) 当該開示が、発明者が当該発明を国際博覧会に展示したために生起し、かつ、出願人が当該出願の出願時に当該発明は国際博覧会に展示されたと申し立て、かつ、所定の期間内に、その申立を立証する証拠書類を所定の条件に従って提出する場合
 - (d) 当該開示について、何れかの学術団体の前で発明者自身若しくは発明者の同意を得たか又はその代理である他人が読み上げた論文中又は発明者の同意を得て何れかの学術団体の会報中に公表された論文中で、発明者が当該発明について説明したことに由来するか若しくはその結果である場合

(5) (4) (d)において、「学術団体」とは、学問又は学術の何れかの分野の振興を主たる目的としてシンガポールその他で設立されたクラブ又は団体を含む。

(6) 本条において、発明者とは、現に発明の所有者である者を含む。

(7) 人若しくは動物の体の外科術若しくは治療術による処置方法又は人若しくは動物の体について行われる診断方法において用いる物質又は組成物から成る発明の場合に、当該物質又は組成物が技術水準の一部を構成するという事実は、当該物質又は組成物の当該方法における使用が技術水準の一部を構成しないときは、発明を新規なものと認めることを妨げるものではない。

第15条 進歩性

発明は、それが第14条(3)を考慮に入れずに第14条(2)のみに基づいて技術水準の一部を構成する何れかの事項に鑑みて当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性があると認められる。

第16条 産業上の利用

(1) (2)に従うことを条件として、発明は、農業を含む何れかの種類の産業分野において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であると認められる。

(2) 人若しくは動物の体の外科術若しくは治療術による処置方法又は人若しくは動物の体について行う診断方法の発明は、産業上利用可能であるとは認められない。

(3) (2)は、物質又は組成物から成る製品が当該方法において用いるために発明されたという理由のみの理由で、当該製品を産業上利用可能として取り扱うことを妨げるものではない。

第17条 優先日

(1) 本法の適用上、特許出願に係わる発明の優先日及び当該出願に含まれる何らかの事項(当該発明と同一であるか否かを問わない)の優先日は、本法の規定に定める場合を除き、当該出願の出願日とする。

(2) 特許出願(本条において当該出願という)において又はそれに関連して、出願人又はその前権利者が、規則の関連要件に従ってかつ当該出願人又はその前権利者により行われた1又は2以上の先の関係出願を本条の適用上指定して宣言を行い、かつ、当該出願が(2A) (a)又は(b)にいう期間内に出願日を有する場合において、

(a) 当該出願の対象である発明が先の関係出願において開示された事項により裏付けられるときは、その発明の優先日は、当該出願を行った日ではなく、当該事項が開示されていた関係出願の出願日とするか、又は当該事項が2以上の関係出願で開示されていたときは、それらのうち最先の出願の出願日とし、

(b) 当該出願に含まれていて先の関係出願にも開示されていた事項の優先日は、当該事項が開示された先の関係出願の出願日とするか、又は当該事項が2以上の関係出願で開示されていたときは、それらのうち最先の出願の出願日とする。

(2A) (2)の適用上、期間とは、

(a) 指定された先の関係出願若しくは関係出願が2以上あるときは、それらのうち最先のものの出願日直後12月の期間、又は

(b) 登録官が(2B)に基づく請求を認めた場合は、(a)にいう期間の直後に開始し、かつ、所定

の期間の満了時に終了する期間、
をいう。

(2B) 出願人は、登録官に対し、(2)にいう宣言を(2A) (a)にいう期間の経過後に行うことを請求することができる。

(2C) 出願人が(2B)に基づく請求を行う場合において、当該出願を(2A) (a)にいう期間内に行わなかったときは、当該出願を(2A) (a)にいう期間内に行わなかったことが次の何れに該当するかを請求書中に示さなければならない。

(a) 事情に応じて必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。

(b) 故意によるものではなかった。

(2D) 登録官は、次の場合に、(2B)に基づく請求を認める。

(a) 当該請求が所定の期間内に所定の方法で行われて、所定の要件を満たしており、かつ

(b) 出願人が当該出願を(2A) (a)にいう期間内に行わなかったときに、登録官が、出願人が当該出願を(2A) (a)にいう期間内に行わなかったことが次の何れかに該当することを認めた場合

(i) 事情に応じて必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。

(ii) 故意によるものではなかった。

(3) 当該出願に含まれる発明又は他の事項が、当該出願の場合と同一の出願人又はその前権利者により行われた 2 の先の関係出願においても開示されており、かつ、それら関係出願のうち第 2 のものが当該出願において又は関連して指定されていた場合は、それらの関係出願のうち第 2 の関係出願は、当該発明又は事項に関する限り、無視される。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 第 2 の関係出願が第 1 の関係出願と同じ国に出願されるか又は同じ国に関して出願され、かつ

(b) 第 1 の関係出願(第 1 と指定されているか否かを問わない)が第 2 の関係出願の出願日までに無条件に取り下げられ、又は放棄され若しくは拒絶されており、

(i) シンガポールであるか他所であるかを問わず、いまだ公衆の利用に供されておらず、

(ii) 如何なる権利も残しておらず、及び

(iii) 何処で行われたものであるかを問わず、別の出願に関して優先日を確定するために用いられていない場合

(4) 本条は、特許出願に係わる発明の優先日の決定について適用するのと同様に、特許が付与された発明の優先日の決定についても適用する。

(5) 本条及び第 18 条において、「関係出願」とは、出願日を有する次の出願の何れかをいう。

(a) 本法に基づく特許出願

(b) 発明についての保護を求める条約国における若しくは条約国に関する出願又は条約国の法律若しくは条約国が締約国である条約に基づいて当該出願と同等である出願

(6) (5)において、「条約国」とは、次をいう。

(a) シンガポール以外の国であって、パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国、又は

(b) その他の国であって、シンガポールと条約、協定若しくは取決めに締結しており、かつ、大臣が官報に告示する命令により条約国として宣言する国

第 18 条 先の出願と後の出願との間における事項等の開示

(1) 疑念を払拭するため、本条により次のとおり宣言する。すなわち、特許出願(当該出願)を行い、かつ、当該出願において又は当該出願に関連して第 17 条(2)に従って先の関係出願を指定して宣言を行う場合は、当該出願及びそれを遂行して付与される特許は、単に關係介在行為のみを理由として無効とされることはない。

(2) (1)において、「關係介在行為」とは、先の関係出願の日と当該出願の日との間に、先の関係出願において開示された事項に関してなされる行為をいい、例えば、先の関係出願の対象である発明について他の出願を行うこと、当該発明又は事項に関して情報を公衆の利用に供すること又は当該発明を実施すること。ただし、第 17 条(3)の適用上それ自体無視されるべき何らかの出願若しくはその何らかの出願に含まれる事項の公衆への開示を無視すること。

第 IV 部 特許を出願し取得する権利

第 19 条 特許を出願し取得する権利

- (1) 何人も単独又は他人と共同で特許出願を行うことができる。
- (2) 発明に関する特許は、次の何れかの者に付与することができ、それ以外の者には付与することができない。
 - (a) 本来、発明者又は共同発明者
 - (b) (a)に優先し、法律の制定若しくは適用若しくは外国の法律若しくは条約により、又は当該発明をなす前に当該発明者と締結した契約の執行可能な条件により、当該発明時にその所有権(エクイティ上の権利を除く)のすべてをシンガポールで有する権原があった者
 - (c) 何れにしても、(a)若しくは(b)にいう者の権原承継人又は適格者と定められた者及び適格者と定められた他の者の権原承継人
- (3) 別段の証明がされない限り、特許出願を行う者は、(2)に基づいて特許付与を受ける権原を有する者と解され、また、共同で特許出願を行う 2 以上の者は、共同出願の特許付与を受ける権原を有する者と解される。

第 20 条 特許を受ける権原の問題について特許付与前に行う決定

- (1) 発明について特許が付与される前はいつでも、
 - (a) 何人も、(単独で若しくは他人と共に)当該発明について特許付与を受ける権原があるか否か、又は付与された特許若しくは当該特許出願について若しくはこれらに基づいて何らかの権利を有するか否かの問題を登録官に付託することができ、また
 - (b) 当該発明に関する特許出願の 2 以上の共同所有者の各人は、出願について又はこれに基づく何らかの権利が他人に移転又は付与されるべきか否かの問題を登録官に付託することができ、
登録官は、当該問題について決定し、かつ、その決定を実施するために、登録官が適切と考える命令をすることができる。
- (2) ある者が発明に関する(1)(a)に基づく問題を、当該発明の特許出願後であって当該出願の遂行により特許が付与される前に登録官に付託する場合は、登録官が当該付託について処分を行う前に当該出願が拒絶され又は取り下げられていない限り、登録官は、(1)の一般性を害することなく、かつ、(6)に従うことを条件として、次の事項を行うことができる。
 - (a) 当該出願は、その者の単独名義により又は他の出願人若しくは何れか指定された出願人との共同名義により手続を進めるべき旨を命令すること
 - (b) 当該付託が 2 以上の者により行われた場合は、当該出願は、その全員の共同名義により手続を進めるべき旨を命令すること
 - (c) 当該出願の遂行による特許付与を拒絶するか、又は当該問題の付託の対象となった事項の何れかを除外するよう出願を補正するべき旨を命令すること
 - (d) 当該出願についての又はこれに基づく何らかのライセンス又は他の権利の移転又は付与を命令し、かつ、何人かにその命令の規定の実行を指示すること
- (3) (1)(a)に基づいて問題が登録官に付託され、かつ
 - (a) 登録官が当該問題に係わる当該発明の特許出願を前記のように補正するよう命令した場合、

(b) 登録官が当該付託について処分を行う前に、当該出願が(2)(c)に基づいて拒絶された(当該付託が当該出願の公開前に行われたか後に行われたかを問わない)場合、又は

(c) 登録官が当該付託について処分を行う前に、ただし、当該出願の公開より後に、当該出願が本法の他の規定に基づいて拒絶されたか若しくは取り下げられた場合は、

登録官は、当該付託を行った者が所定の期間内に先の出願に包含された何れかの事項の全部若しくは一部について又は場合により先の出願から除外された事項の全部若しくは一部について、何れの場合も第84条に従うことを条件として、新たに特許出願を行うよう命令することができ、かつ、何れの場合にも当該新規出願が行われるときは、その出願は、当該先の出願の出願日に行われたものとして取り扱われるべき旨を命令することができる。

(4) ある者が出願に関して(1)(b)に基づく問題を付託する場合は、(1)に基づく命令には、当該出願について又はこれに基づく何らかの権利を移転又は付与するべき旨の何人かに対する指示を含めることができる。

(5) (2)(d)又は(4)に基づいて指示を与えられた者が当該指示の日後14日以内にその指示の実行に必要なことを何ら行わない場合は、登録官は、当該指示が自己に有利なように又は自己の付託に基づいて行われた者の申請があれば、その者に対し当該指示を与えられていた者に代わってそのことを実行する許可を与えることができる。

(6) 本条に基づく付託により、発明又は特許出願に関する取引、証書又は事件を根拠として、当該発明者又は特許出願人以外の者が(単独で又は他人と共に)当該発明について特許を付与される権原を有するか又は当該付与された特許若しくは当該特許出願について若しくはこれらに基づいて何らかの権利を有する旨の主張がなされた場合は、当該付託による(2)(a)、(b)又は(d)に基づく命令は、当該付託の通知が当該付託の当事者でない出願人及び前記の者に与えられない限り、発してはならない。

(7) ある問題の本条に基づく付託について、登録官が当該問題には裁判所で決定する方が適切な事項があると認める場合は、登録官は、その問題の取扱いを辞退することができ、かつ、裁判所は、このような問題について決定し確認判決を行う裁判所の管轄権を害することなく、前記問題について決定する管轄権を有する。

(8) 死亡した者の受託者又は人格代表者の相互の権利若しくは義務又はそれらの者としての権利若しくは義務に影響を与えるような指示は、本条に基づいて与えられてはならない。

第21条 特許付与前に付託された問題の特許付与後における決定

特許又は出願に関する問題を何人かが第20条に基づいて登録官に付託し、かつ、それが当該出願の遂行により最初に特許付与適格となる前に決定されていない場合でも、その事実により特許付与が妨げられてはならないが、特許が付与されたときは、その者は、第47条にいう問題のうち登録官が適切と考えるものを同条に基づいて登録官に付託したものとして取り扱われる。

第22条 共同出願人による出願の取扱い

特許の共同出願人の間で出願手続を進めるべきか否か又は手続を進める方法に関して紛争が生じた場合は、登録官は、これら当事者の何れかの請求に基づいて、当該出願を当事者のうちの1又は数人のみの名義により当該出願手続を進めることを可能にするか若しくはこれを進める方法を調整するか、又はこれらの両方の目的のためにか、事情により適切と考える指

示を与えることができる。

第 23 条 第 20 条又は第 22 条に基づく出願移転の効果

(1) 特許出願の手続が原出願人の 1 又は数人の名義により進められるべき旨(さらに他の者の名義によっても手続を進めるのか否かを問わない)が第 20 条又は第 22 条に基づいて命令されるか又は指示が与えられる場合は、当該出願についての又はこれに基づくライセンス又は他の権利は、これらの条の何れかに基づく命令及び指示の規定に従うことを条件として、引き続き効力を有し、かつ、当該出願の手続を進める名義人となるべき者により付与されるものとして取り扱う。

(2) 特許出願の手続が原出願人でなかった 1 又は 2 以上の者の名義により進められるべき旨(原出願人が特許を受ける権原を有さなかったとの理由による)が第 20 条に基づいて命令されるか又は指示される場合は、当該出願についての又はこれに基づくライセンス又は他の権利は、同条に基づき命令及び指示の規定に従うことを条件として、かつ、(3)に従うことを条件として、その者の出願人としての登録により、又は当該出願が未公開の場合は当該命令の発出により、失効する。

(3) 第 20 条に基づく付託が、(2)にいう命令が発出される前に登録されたことにより、

(a) 原出願人又は複数の原出願人の何れかが、善意で当該発明をシンガポールにおいて実施したか、若しくは実際上のかつ真摯な実施の準備を行った場合、又は

(b) 当該出願人のライセンシーが、善意で当該発明をシンガポールにおいて実施したか、若しくは実際上のかつ真摯な実施の準備を行った場合は、

これらの原出願人若しくは複数の原出願人の何れか又はライセンシーは、当該出願の名義人となるべき者に所定の期間内に請求するときは、当該発明を引き続き実施し又は場合により当該発明を実施するライセンス(ただし、排他的ライセンスではない)を受ける権原を有する。

(4) 当該ライセンスは、適切な期間にわたり、かつ、適切な条件に基づいてライセンスしなければならない。

(5) 命令が(2)にいうように発出される場合は、当該出願の手続を進める名義人となるべき者又は自己が当該ライセンスを受ける権原を有すると主張する者は、後者が当該権原を有するか否か及び当該期間又は条件が適切なものか否かの問題について、登録官に付託することができる。

(6) 登録官は、(5)に基づく問題について決定し、かつ、適切と認める場合は、当該ライセンスの許諾を命じることができる。

第 24 条 発明者の明記

(1) ある発明の発明者又は共同発明者は、当該発明について付与される特許に当該発明者として明記される権利を有し、かつ、可能ならば、発明の公開された特許出願に当該発明者として明記される権利も有し、また、当該発明者として明記されない場合は、規則に従って所定の書類において当該発明者として明記される権利を有する。

(2) 特許出願人は、本項にいう情報を登録局に与えていない限り、所定の期間内に、

(a) 発明者であると出願人が信じる者を特定し、かつ

(b) 出願人が単独の発明者でなく又は複数出願人が共同発明者でない場合は、特許を付与されるべき権原を示す陳述書を登録局に提出しなければならない、

出願人がそれを怠るときは、当該出願は放棄されたものとして取り扱う。

(3) ある者が本条に基づいて単独又は共同の発明者として明記されているが、その者は発明者として明記されるべきでなかったと他の者が主張する場合は、当該他の者はいつでも、登録官にその趣旨の証明書を交付するよう申請することができ、登録官は、当該証明書を交付することができる。

第 V 部 特許出願書類

第 25 条 出願手続

- (1) 各特許出願書類は,
 - (a) 所定の様式により作成し, 所定の方法により登録局に提出しなければならない, かつ
 - (b) 本項の適用上規定される手数料を添えなければならない。
- (2) 出願に(1)(b)にいう手数料が添えられていない場合は, 当該手数料を所定の期間内に納付しなければならない。
- (3) 各特許出願書類には, 次のものを含めなければならないが, 本項は, 第 26 条(1)に従った書類による出願を妨げるものではない。
 - (a) 特許付与を求める願書
 - (b) 明細書, これに含まれる発明の説明, クレーム及び当該説明又はクレームにおいて言及される図面, 並びに
 - (c) 要約
- (4) 出願の明細書は, 当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるように明確かつ完全に当該発明を開示するものでなければならない。
- (5) クレームは,
 - (a) 当該出願人が保護を求める事項を定義し,
 - (b) 明確かつ簡潔で,
 - (c) 発明の説明により裏付けられ, かつ
 - (d) 1 発明又は単一の発明概念を形成するように連結された 1 群の発明に係わるものでなければならない。
- (6) (5)(d)の一般性を害することなく, 規則には, 本法の適用上, 2 以上の発明を単一の発明概念を形成するよう連結されたものとして取り扱う規定を設けることができる。
- (7) 要約の目的は, 技術的情報を与えることであり, それは公開時に第 14 条(3)による技術水準の一部を構成しないものとし, また, 登録官は, 要約がその目的に合ったものであるか否かを決定し, 合っていない場合は, 合うように要約を書き換えることができる。
- (8) (9)を条件として, 特許出願は, 特許付与前にいつでも取り下げることができ, かつ, 特許出願の取下は, 撤回することができない。
- (9) 特許出願の取り下げ請求は所定の方法で行う。

第 26 条 出願日

- (1) 本法の規定に従うことを条件として, 特許出願の出願日は, 出願を開始するために登録局に提出される書類が次の条件を満たす最初の日と解する。
 - (a) 特許を求めていることが当該書類で示されていること
 - (b) 当該書類で特許出願人が特定されること, 及び
 - (c) 当該書類に次のものが含まれていること
 - (i) 当該特許出願を求める発明の説明となるか若しくは説明となると認められる事項, 又は
 - (ii) 当該出願において若しくはそれに関連して第 17 条(2)に基づく宣言が行われている場合は,
- (A) 当該宣言で指定する先の関係出願の言及

- (B) 先の関係出願に関する所定の情報、及び
- (C) 当該特許出願を求める発明の説明が、当該先の関係出願の引用により当該特許出願に組み入れられており、かつ、出願時での当該先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述
- (2) (1) (c) (i)の適用上、次のことは重要でない。
- (a) 当該事項が、規則に従って登録局が認容する言語によっているか否か若しくは当該言語への翻訳文を伴っているか否か、又は
- (b) 当該事項は他の点で本法の他の規定及びすべての関連する規則に従っているか否か
- (3) 登録官が、特許出願を開始するために登録局に提出された書類は(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)のすべての条件を満たすものではないと決定した場合は、
- (a) その登録官は、当該書類の提出後遅滞なく、当該出願の出願日を取得するためには他に何を提出しなければならないかを出願人に通知する。
- (b) 出願人は、所定の期間内に、次の何れか又は双方を行わなければならない。
- (i) 登録官の判断について意見を述べること
- (ii) 当該出願に出願日を取得するために提出しなければならないすべての書類を提出すること
- (4) (3)が適用される場合において、出願人が、(3) (b)に基づいて所定の期間内に、出願について出願日を取得するために提出しなければならないすべての書類を提出しなかったときは、当該出願は、放棄されたものとして取り扱う。
- (5) 次の場合は、(4)は適用されない。
- (a) 出願人が、(3) (b)に基づいて所定の期間内に、(3) (b) (i)にいう意見を述べ、かつ
- (b) 当該意見の結果、登録官が、出願を開始するために登録局に提出された書類は(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)のすべての条件を満たすと認める場合
- (6) 特許出願を開始するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)及び(c) (i)又は(ii)のすべての条件を満たす場合は、登録官は、これら書類の最後のものの提出があった後遅滞なく、当該出願の出願日を出願人に通知する。
- (7) 特許出願が、出願を開始するために登録局に提出された書類が(1) (a), (b)及び(c) (ii)の条件を満たしているとの理由のみにより(1)に基づいて出願日を取得している場合は、出願人は、所定の期間内に、登録局に次の書類を提出しなければならない。
- (a) 当該特許を求める発明の説明が(1) (c) (ii) (C)にいう先の関係出願の引用により当該出願に組み入れられていることを確認する通知書
- (b) 特許出願に係る発明の説明、及び
- (c) 所定の他の書類
- (8) 特許出願が、(1)により出願日を取得しており、出願人が所定の期間内に、所定の方法で出願の欠落部分を登録局に提出し、かつ、出願人が当該期間内にこの欠落部分を取り下げない場合は、
- (a) 当該欠落部分は、当該出願に含まれていたものとして取り扱われ、かつ
- (b) 当該出願の出願日は、当該欠落部分が登録局に提出された日とする。
- (9) (8) (b)は、次の場合は適用しない。
- (a) (1)による当該特許出願の出願日である日以前に、当該出願において又はこれに関連して、第17条(2)に基づき先の関係出願を指定する宣言が行われ、かつ
- (b) 出願人が所定の期間内に次のことをした場合

- (i) (8) (b)を当該出願に適用しないよう登録官に請求すること
 - (ii) (8)にいう欠落部分が、当該先の関係出願への引用により当該出願に組み入れられており、かつ、出願時での当該先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述書を提出すること
 - (iii) 先の関係出願に関する所定の情報を提供すること、及び
 - (iv) 所定の他の書類を提出すること
- (10) (8)及び(9)は、第107条(1)に基づく誤記又は錯誤を訂正する登録官の権限に影響を及ぼさない。
- (11) 特許出願が行われた後、出願人が第30条(c)の条件を満たす、又は出願が拒絶されている、取下げ扱いされている若しくは取り下げられる、若しくは放棄扱い若しくは放棄される前に、
- (a) 当該先の出願に含まれる事項の一部に関して、規則に従って、原出願人又はその権原承継人により新出願が行われ(新出願は第84条に違反していない)、かつ
 - (b) 当該新出願に関して(1)(a)、(b)及び(c)(i)又は(ii)の条件が満たされた場合は、当該新出願は、その出願日として当該先の出願の出願日を有するものとして取り扱われる。
- (12) 次のことがなされない限り、出願が本条により出願日を有する場合は、当該出願は放棄されたものとして取り扱われる。
- (a) 出願人が、所定の期間内に、当該出願のために1以上のクレームを登録局に提出し、
 - (b) 出願人が、第25条(1)(b)に基づく出願手数料を第25条(2)に基づいて所定の期間内に納付し、かつ
 - (c) 出願手続を開始するために登録局に提出した書類が(1)(a)、(b)及び(c)(ii)の条件を満たしているとの理由のみにより当該出願が(1)に基づく出願日を有するときは、出願人が、(7)に基づいて所定の期間内に(7)(a)、(b)及び(c)にいう書類を登録局に提出すること
- (13) 本条において、「関係出願」は、第17条(5)におけるのと同じ意味を有する。

第27条 出願の公開

- (1) 第33条に従うことを条件として、出願が出願日を有する場合は、当該出願が登録局による公開準備の完了前に所定の方法で取り下げられ、放棄扱いされ、又は拒絶されない限り、登録官は、当該出願を所定の期間の満了後遅滞なく、出願時の状態で(原クレームのみでなくそれらのクレームの補正及び当該準備の完了直前に存在している新たなクレームをも含め)公開する。
- (2) 登録官は、出願人の請求があれば、所定の期間中に当該出願を(1)にいうように公開することができ、かつ、何れの場合もその公開の事実及び公開日を公報に公示する。
- (3) 登録官は、公開された特許出願の明細書から次の事項を省略することができる。
- (a) 損害を与える虞があると登録官が考える方法で人を誹謗する事項
 - (b) 当該事項の公表又はその利用により、不快な、不道德な又は反社会的な行動が助長されることが一般的に予見されると登録官が考える事項

第 VI 部 特許付与の手続

第 28 条 予備審査

- (1) 登録官は、次の場合に特許出願の予備審査を行う。
 - (a) 当該出願が出願日を有し、
 - (b) 当該出願が取り下げられておらず、放棄扱いされてもおらず、
 - (c) 第 25 条(1)(b)に基づく出願手数料が納付されており、
 - (d) 当該出願のための 1 以上のクレームが第 26 条(12)(a)に基づいて提出されており、かつ
 - (e) 当該出願を開始するために登録局に提出した書類が第 26 条(1)(a)、(b)及び(c)(ii)の条件を満たしているとの理由のみにより当該出願が第 26 条(1)に基づく出願日を有するときにおいて、第 26 条(7)(a)、(b)及び(c)にいう書類を登録局に提出している場合
- (2) 登録官が(1)に基づいて特許出願の予備審査を行った後に出願人が第 26 条(8)に従って当該出願の欠落部分を登録局に提出し、これを取り下げない場合は、登録官は、当該欠落部分が当該出願に含まれているものとして取り扱い、当該出願について別の予備審査を行う。
- (3) 登録官は、出願の予備審査に当たって次のことについて決定する。
 - (a) 出願がすべての方式要件を満たしているか否か、及び
 - (b) (i) 出願にいう図面、又は
 - (ii) 特許出願に係る発明の説明の一部、
が出願から欠落しているか否か
- (4) 登録官は、(3)(a)に基づいて、すべての方式要件が満たされてはいないと決定した場合は、出願人にその旨を通知し、かつ、その通知において、出願人が次のことを行う機会を有する期間を指定する。
 - (a) 登録官の決定について意見を述べること、及び
 - (b) 第 84 条に従うことを条件として、すべての方式要件を満たすように所定の様式で出願を補正すること
- (5) (4)が該当する場合において、出願人が、同項に基づいて登録官が指定した期間内に、同項(b)により所定の期間内に出願を補正しないときは、登録官は、当該出願を拒絶することができる。
- (6) 次の場合は、(5)は適用されない。
 - (a) 出願人が、(4)に基づいて登録官が指定した期間内に、(4)(a)にいう意見を述べ、かつ
 - (b) 当該意見の結果、登録官がすべての方式要件が満たされていると判断した場合
- (7) 登録官は、(3)(b)に基づいて、図面又は発明の説明の一部が出願から欠落していると決定した場合は、出願人にその旨を通知する。
- (8) (7)が適用される場合に、出願人が出願から欠落している図面又は発明の説明の一部を所定の期間内に所定の方式で提出し、かつ、その期間内にその図面又は発明の説明の一部を取り下げないときは、
 - (a) 当該図面又は発明の説明の一部は、当該出願に含まれているものとして取り扱い、かつ
 - (b) 当該出願の出願日は、当該図面又は発明の説明の一部を登録局に提出した日とする。
- (9) 次の場合は、(8)(b)は適用されない。
 - (a) 第 26 条(1)により当該出願の出願日とされた日以前に、当該出願において又はこれと関連して、先の関係出願を指定する宣言が第 17 条(2)に基づいて行われ、かつ

- (b) 出願人が、所定の期間内に、
- (i) (8) (b)が当該出願に適用されないよう登録官に請求し、
- (ii) (8)にいう図面又は発明の説明の一部が、当該先の関係出願の引用により当該出願に組み入れられており、かつ、出願時での当該先の関係出願に完全に含まれている旨の陳述書を提出し、
- (iii) 当該先の関係出願に関する所定の情報を提供し、かつ
- (iv) 所定の他の書類を提出した場合
- (10) (9)において、「関係出願」は、第 17 条(5)におけるのと同じ意味を有する。
- (11) 特許出願が所定の期間内において本条におけるすべての方式要件を満たしている場合、登録官は出願人に通知する。

第 29 条 調査及び審査

- (1) 特許出願(本項において「当該出願」という)に係る出願人は、所定の期間内に、以下の項のうちの 1 つに従うこと。
 - (a) 調査報告書を求める所定の様式の請求書を提出する。
 - (b) 調査及び審査報告を求める所定の様式の請求書を提出する。
 - (c) 出願人が下記に示す最終的な結果を依拠する場合、所定の様式で審査報告を求める所定の書類と請求書を提出する。
 - (i) 対応出願、対応する国際出願又は関連する国内段階出願における調査、若しくは
 - (ii) 国際段階の当該出願の調査
(当該出願が第 86 条(3)に基づいてシンガポールで国内段階に移行した国際出願である場合)
 - (d) 所定の様式で補充審査報告を求める所定の文書と請求書を提出する。ただし
 - (i) 出願人が以下の最終的な報告に依拠する場合、特許出願がすべての方式要件を満たしている場合は、登録官は、出願人に通知する。
 - (A) 対応する出願、対応する国際出願又は関連国内段階出願の実体の調査及び審査、若しくは
 - (B) 国際段階における当該出願の実体の調査及び審査(当該出願が第 86 条(3)に基づいて国内段階に移行した国際特許出願(シンガポール)である場合)
 - (ii) 当該出願における各クレームが、少なくとも対応する出願、対応する国際出願又は関連する国内段階出願若しくは国際段階における当該出願におけるクレームの 1 つに関連する。及び
 - (iii) これらの結果により、当該出願における各クレームが新規性、進歩性(又は非自明性)、産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満足する。
- (2) 出願人が(1) (a)に従う場合、登録官は-
 - (a) 当該出願を審査官に調査させ、かつ、
 - (b) 審査官が作成した調査報告を受領したときは、当該調査報告の写しを出願人に送付する。
- (3) 登録官は(2) (b)に基づき調査報告を受領したとき、審査報告を求める所定の様式の請求書を提出する。
- (4) 出願人が(1) (c)又は(3)に従う場合、登録官は-
 - (a) 当該出願を審査官に審査させ、かつ、
 - (b) 審査官が作成した審査報告を受領したときは、当該審査報告の写しを出願人に送付する。

- (5) 出願人が(1) (b)に従う場合、登録官は
- (a) 当該出願を
 - (i) 審査官に調査させ、及び
 - (ii) 審査官に審査させ、並びに
- (b) 審査官が作成した調査報告及び審査報告を受領したときは、当該報告の写しを出願人に送付する。
- (6) 出願人が(1) (d)に従う場合、登録官は以下を行う。
- (a) 当該出願を審査官に補充審査させ、及び
 - (b) 審査官が作成した補充審査報告を受領したときは、当該報告書の写しを出願人に送付する。
- (7) (4)又は(5)に基づく出願の審査の段階で、審査官がこの項の適用上1以上の所定事項を適用できると認める場合、審査官はその効力に対する出願人への見解を少なくとも書面にて作成し、登録官はその書面による意見を受領したとき、出願人に書面による見解の写しを送付する。
- (8) (6)に基づく出願の補充審査の段階で、審査官がこの項の適用上1以上の事項が適用できると認める場合、審査官はその効力に対する出願人への見解を書面で作成し、登録官は書面による見解を受領したとき、出願人に書面による見解の写しを送付する。
- (9) (4)、(5)又は(6)に基づいて発行された審査報告、調査及び審査報告又は補充審査報告について、出願人は場合により以下のとおり対応する。
- (a) (7)又は(8)に基づく書面による見解に対して所定の期間内に所定の様式で応答する、及び
 - (b) 第84条に従うことを条件として、所定の期間内に所定の様式で出願明細書を所定の条件に従って補正する。
- (10) (1)の規定にも拘らず、(1) (c)又は(3)に基づく審査報告を請求した又は(1) (b)に基づく調査及び審査報告を請求した出願人が、(7)に基づく書面による見解に対して応答しない場合、出願人は、
- (a) (9) (a)に基づく所定の期間内に、その請求を取り下げることができ、かつ、
 - (b) 所定の期間内に、(1) (d)に基づく補充審査報告を請求することができる。
- (11) (1)の規定にも拘らず、(9) (a)に基づいて補充審査報告を請求した出願人が(8)に基づく書面による見解に応答しない場合、出願人は、
- (a) (9) (a)にて定められた所定の期間内に、請求を取り下げることができ、かつ、
 - (b) 所定の期間内に、(1) (b)に基づく調査及び審査報告の請求又は(1) (c)に基づく審査報告の請求をすることができる。
- (12) 以下の場合、出願は放棄されたものとして扱われる。
- (a) 出願人が(1)に応じなかった場合、
 - (b) (10)が適用される場合において、出願人が(10) (b)に規定する所定の期間内に、(1) (d)に基づく補充審査の請求を行わなかった場合、又は
 - (c) (11)が適用される場合において、出願人が(1) (b)に基づく調査及び審査報告の請求、又は(11) (b)に規定する所定の期間内に(1) (c)に基づく審査報告の請求を行わなかった場合。

第 29A 条 特許付与の適格性等

(1) 第 29 条(4)に基づいて発行された審査報告, 第 29 条(5)に基づいて発行された調査及び審査報告又は第 29 条(6)に基づいて発行された補充審査報告が未解決の拒絶理由を含まない場合, 登録官は出願人に特許付与手続を進める許可を通知する。

(2) 登録官が出願人に対して(1)に基づく通知を行った場合,

(a) 出願人は第 30 条(a)及び(c)に基づく条件を所定の期間内に満たさなければならず, かつ

(b) 出願人が(a)を満たさない場合, 出願は放棄されたとして扱われる。

(3) 第 29 条(4)に基づいて発行された審査報告, 第 29 条(5)に基づいて発行された調査及び審査報告又は第 29 条(6)に基づいて発行された補充審査報告が 1 以上の未解決の拒絶理由を含む場合, 登録官は出願人に特許出願を拒絶する旨の通知をする。

(4) 登録官が(3)に基づく通知を出願人に発行した場合,

(a) 出願人は, 所定の期間内に, 第 29 条 B(1)に基づいて, 審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告の再審理を請求することができ, かつ

(b) 出願人が(a)に基づく再審理を請求しない場合, 特許出願は拒絶される。

第 29B 条 審査報告等の再審理

(1) 第 29 条(4)に基づいて発行された審査報告, 第 29 条(5)に基づいて発行された調査及び審査報告又は第 29 条(6)に基づいて発行される補充審査報告に対する再審理の請求は, 以下を提出して行う。

(a) 所定の期間内に所定の様式で, かつ

(b) 場合により審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告における未解決の拒絶理由を覆すための書面提出。

(2) (1)に基づく請求が行われる時に, 第 84 条に従うことを前提として出願人は, 審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告において 1 以上の未解決の拒絶理由を覆すために, 場合により, 出願明細書を所定の方式により補正することができる。

(3) 審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告の再審理が完了したときは, 場合により審査官は, 再審査報告を準備しなければならない。

(4) 再審査報告は, 以下を明記する。

(a) 場合により, 審査官が, 審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告に同意するか否か。

(b) 出願人が(2)に基づき出願明細書を補正した場合, 審査報告, 調査及び審査報告又は補充審査報告における未解決の拒絶理由が補正された明細書において解消されているか, かつ

(c) (a)に基づく審査官の決定及び当てはまる場合には(b)に係る理由

(5) 再審査報告を受領したときは, 登録官は出願人に以下を送付する

(a) 報告の写し, かつ

(b) 以下のうちの 1 つ

(i) 登録官が, 未解決の拒絶理由が存在しないとする報告に納得した場合, 特許付与手続を進める許可の通知, 又は

(ii) 登録官が 1 以上の未解決の拒絶理由が存在するとする報告に納得した場合, 特許出願を拒絶する旨の通知

(5A) 登録官が出願人に(5)(b)(i)に基づく通知を発行した場合,

- (a) 出願人は所定の期間内に第 30 条(a)及び(c)に基づく条件を満たさねばならず、かつ、
- (b) 出願人が(a)の要件を満たさない場合、出願は放棄したものと扱われる。
- (6) 登録官が出願人に第 5 条(b)(ii)に基づく通知を送付した場合、特許出願の拒絶は所定の期間の満了時に有効となる。

第 30 条 特許付与

以下の条件がすべて満たされた場合、登録官は出願人に特許を付与する。

- (a) すべての方式要件が満たされていること、
- (b) 出願人が第 29 条 A(1)又は 29 条 B(5)(b)(i)に基づく特許付与手続を進める許可の通知を受領したこと、かつ
- (c) 特許付与に係る所定の文書が提出されていること。

第 31 条 特許付与前に出願を補正する一般的権限

- (1) (2), (3)及び(4)に従うことを条件として、出願人は自ら進んであるいはその他により、願書又は明細書を補正することができる
- (2) 出願人は以下の場合を除き願書又は明細書を補正することができない
 - (a) 出願人が登録官に以下の旨の請求をした時、
 - (i) 所定の方式で、かつ
 - (ii) 所定の期間内に
 - (b) 請求が所定の文書によって行われていること。
- (3) 出願人は、所定の条件に従って及び第 84 条に従うことを前提としてのみ願書と明細書を補正することができる。
- (4) 出願人が(2)又は(3)に基づく要件に従わない場合、登録官は、
 - (a) 出願人の願書又は明細書の補正の請求を拒絶し、
 - (b) 出願人に当該拒絶を通知する。

第 32 条 2004 年法律第 19 条により廃止

第 33 条 シンガポールの防衛又は公衆の安全に不利益な情報

- (1) 特許出願が登録局に出願され(本法に基づくか、又はシンガポールが締約国である条約に基づくかを問わない)、かつ、当該出願に、公表されたならばシンガポールの防衛上不利益となる虞があるとして大臣による登録官への通知があったものに該当する情報が含まれていることを登録官が認める場合は、登録官は、当該情報の公表又は特定の者若しくは特定の種類の者への伝達を禁止するか又は制限する指示を与えなければならない。
- (2) 当該出願に、公表されたならば公衆の安全上不利益となる虞がある情報が含まれていると登録官が認める場合は、登録官は、第 27 条適用上の所定の期間の満了時から 3 月を超えない期間の満了時まで、当該情報の公表又は特定の者若しくは特定の種類の者への伝達を禁止するか又は制限する指示を与えることができる。
- (3) 本条に基づく指示が出願に関して有効である間は、
 - (a) 当該出願が本法に基づいてなされる場合は、本法及び規則の方式要件が満たされた後に、出願の手続は一時停止となり、かつ、当該指示が(4)(e)に基づいて撤回されるまで第 29 条に

従う手続処理は進められず、かつ

(b) 当該出願が国際特許出願である場合は、その写しは、国際事務局にも又は特許協力条約に基づいて指定されている如何なる国際調査機関にも送られてはならない。

(4) 登録官が本条により出願に関して指示を与える場合は、登録官は、当該出願及び当該指示について大臣に通知しなければならない、かつ、その際は、次の規定が効力を有する。

(a) 大臣は、当該通知を受領し次第、当該出願の公表又は問題の情報の公表若しくは伝達がシンガポールの防衛又は公衆の安全に不利益となるか否かを考慮しなければならない。

(b) 大臣は、その情報の公表又は伝達が公衆の安全に不利益となると(a)に基づいて決定する場合は、(2)に基づく指示を(e)に基づく指示の撤回のときまで維持するべき旨を、登録官に通知する。

(c) 大臣は、当該出願の公表又はその情報の公表若しくは伝達がシンガポールの防衛又は公衆の安全に不利益となると(a)に基づいて決定する場合は、(既に大臣が(d)に基づく通知を登録官にしている場合を除き)当該出願の出願日から9月の期間中及びその後12月間ごとに少なくとも1度、その問題を再検討しなければならない。

(d) 出願について何れかの時に検討した上で、当該出願の公表若しくはその出願に含まれる情報の公表若しくは伝達がシンガポールの防衛又は公衆の安全に不利益とならない、又は最早ならぬと大臣が認める場合は、大臣は、登録官にその旨を通知する。

(e) 登録官は、当該通知を受領し次第、当該指示を撤回しなければならない、かつ、登録官が適切と考える条件(もしあれば)に従うことを前提として、当該出願に関連して本法により若しくは本法に基づいて行うことを要するか又は認められている事項を行うための期間を、その期間が既に満了しているか否かを問わず、延長することができる。

(5) 大臣は、いつでも、(4)(c)にいう問題の決定を可能にする目的で、次の1又は両方、すなわち、当該出願及びそれに関連して登録官に送付された書類を閲覧すること又は何人かに閲覧を委任することができ、当該閲覧を委任された者は、遅滞なく自己の閲覧について大臣に報告しなければならない。

(6) 発明に関する特許出願について本条に基づいて与えられた指示が撤回され、かつ、当該出願が特許付与に適格となり、かつ、当該発明について特許が付与される場合は、

(a) 当該指示が有効である間に、当該発明が政府省庁により(又はその書面による委任若しくはその命令により)実施される場合は、第XII部の規定が、

(i) 当該実施が第56条による使用であるものとして、

(ii) 当該出願が所定の期間の終了時又は当該指示の撤回時の何れか早い方に公開されているものとして、また

(iii) 当該出願が特許付与に適格となる時点で当該発明に関して特許が付与されたものとして(当該特許の用語を当該出願が特許付与に適格となった時点のものとして解釈して)適用され、かつ

(b) 当該特許出願人が当該指示が有効であった期間において資力に乏しかったことを大臣が認めた場合は、大臣は、当該発明の価値及び有用性、当該発明の目的その他関連性のある事情を考慮して当該出願人への補償として大臣が適切と認める支払を(もしあれば)することができる。

(7) 本条に基づいて指示が与えられた出願を遂行して特許が付与される場合は、更新手数料は、これらの指示が有効であった期間中に関しては、納付不要とする。

(8) 本条に基づく指示に従わない者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば5,000ドル以下の罰金若しくは2年以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

(9) 本条の如何なる規定も、発明に関する情報の政府省庁又は当局への開示は、その発明の特許出願に関する本条に基づく指示がされるべきか否か、修正されるべきか否か又は取り消されるべきか否かについて助言を得る目的では、これを妨げるものではない。

第34条 シンガポール居住者の外国出願に対する制限

(1) 本条に従うことを条件として、シンガポールの居住者は、登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行い又は行わせてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) シンガポール国外での出願の2月以上前に、同一の発明についての特許出願が登録局に行われている場合、及び

(b) シンガポールにおける当該出願に関して第33条に基づく指示が与えられていないか又はそのような指示がすべて取り消されている場合

(2) (1)は、発明についての特許出願が最初にシンガポール以外の国でシンガポール国外居住者により行われている場合は、当該出願に適用しない。

(3) 本条に違反して特許付与を求める出願を行うか又は行わせる者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば5,000ドル以下の罰金若しくは2年以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

(4) 本条において、

(a) 特許出願というときは、発明に関して他の保護を求める出願を含めていい、

(b) 何れの種類であれ出願というときは、本法に基づく出願、シンガポール以外の何れかの国の法律に基づく出願又はシンガポールが締約国である条約に基づく出願をいい、かつ

(c) 「シンガポールの居住者」は、重要な時期に、何らかの目的でシンガポールに入国し滞在するために、移民法(Cap. 133)に基づいて合法的に交付された有効な許可証によりシンガポールに居住している者を含む。

第 VII 部 付与後の特許に関する規定

第 35 条 公告及び特許証

- (1) 本法に基づいて特許が付与された後遅滞なく、登録官は、
- (a) 特許の所有者に対して、特許が当該所有者に付与された旨の所定の様式による証明書を送付し、かつ
 - (b) 特許が付与された旨の告示を公報に公告する。
- (2) 登録官は、特許に関して(1)(b)に基づく告示を公告すると同時に、当該特許明細書、所有者及び(所有者と別であれば)発明者の名称並びに当該特許を構成するか又は当該特許に関して公告することが望ましいと登録官が考える他の事項を公告する。

第 36 条 特許存続期間

- (1) 本法に基づいて付与された特許は、本法の適用上、付与されているものとして取り扱われ、かつ、特許証の交付日に効力を生じ、かつ、(2)及び第 36A 条に従うことを条件として、当該特許の出願日又は所定の他の日に開始する 20 年の期間の満了時まで引き続き効力を有する。
- (2) 特許は、何れかの更新手数料がその所定の納付期間内に納付されないときは、当該期間満了時に効力を失う。
- (3) 所定の期間の満了時直後 6 月の期間中に当該更新手数料及び所定の追加手数料が納付された場合は、当該特許は、本法の適用上、満了していなかったものとして取り扱い、従って、
- (a) 当該特許に基づいて又は当該特許に関してその追加期間中になされたことは有効とし、
 - (b) 当該特許が満了していなかったとした場合に当該特許の侵害を構成する筈の行為は、当該侵害を構成し、かつ
 - (c) 当該特許が満了していなかったとした場合に当該特許された発明の第 56 条に従った使用を構成する筈の行為は、当該使用を構成する。
- (4) 規則には、登録された特許所有者に対して、更新手数料が同人から登録局に所定の期間の満了前かつ通知の作成前に納付されていない旨を通知することを登録官に義務付ける規定を含める。

第 36A 条 特許存続期間の延長

- (1) 特許の所有者は、登録官に対し、次の理由の何れかに基づいて、当該特許の存続期間を延長するよう申請することができる。
- (a) 特許付与に当たり、登録官による不当な遅延があったこと
 - (b) 当該特許が第 29 条(1)(d)にいう 1 の対応する出願に関する又は関連する国内段階出願に関する所定の文書を根拠として付与された場合は、
 - (i) 対応する特許又は関連する国内段階特許(場合によって)の交付に不当な遅延があったこと、及び
 - (ii) 対応する特許又は関連する国内段階特許を付与した特許庁が、この遅延を根拠として当該対応する特許又は関連する国内段階特許(場合によって)の特許存続期間を延長していること
 - (c) 当該特許の主題に医薬品の有効成分である物質が含まれている場合は、

(i) その医薬品が有効成分としての物質を利用しているものであって、販売承認を取得する最初のものであるときに、その販売承認の取得手続が原因で当該特許を実施する機会が不当に縮小されたこと、及び

(ii) 当該特許の存続期間が以前にこの理由で延長されたことがないこと

(2) 特許付与に当たっての登録官による遅延は、所定の要件が満たされない限り、(1)(a)にいう不当な遅延として取り扱わない。

(3) 特許の所有者が(1)(a)に基づく申請を行い、かつ、特許付与に関して登録官による特定形式の不当な遅延が実際にあったことを登録官に納得させた場合は、登録官は、当該形式の不当な遅延に対して規定されている期間について当該特許の存続期間を延長する。

(4) 特許の所有者が(1)(b)に基づく申請を行い、かつ、(1)(b)(i)又は(ii)にいう事情を登録官に納得させた場合に、登録官は、適切と考えるときは、自ら決定する5年を超えない期間で、当該特許の存続期間を延長することができる。

(5) 特許を実施する機会の縮小は、その特許の主題に医薬品の有効成分である物質が含まれ、有効成分としての物質を利用しているその医薬品が最初の販売承認を取得するものである場合に、販売承認の取得手続を原因とするときは、所定の要件が満たされない限り、(1)(c)に基づく不当な縮小として取り扱わない。

(6) (7)、(8)及び(9)に従うことを条件として、特許の所有者が(1)(c)に基づく申請を行い、かつ、(1)(c)にいう特許を実施する機会の不当な縮小が実際にあったことを登録官に納得させた場合は、登録官は、当該特許の存続期間を規定された期間延長する。

(7) 登録官は、申請人が規定された形式の証明書を関係当局から取得して登録官に提出しない限り、(6)に基づいて特許の存続期間を延長しない。

(a) 販売承認を求める申請が行われた日

(b) 販売承認を受けた日、並びに

(c) 販売承認の申請人の行為又は無為に帰される期間それぞれについて、当該期間が開始した日及び満了した日

(8) 登録官は、(6)に基づいて特許の存続期間の延長期間を決定するに当たり、(7)にいう関係当局からの証明書に記載された陳述に依拠するが、その真実性の調査は行わない。

(9) 特許の存続期間が(6)に基づいて延長された場合は、当該延長期間中に当該特許に与えられる保護は、(1)(c)にいう物質にのみ適用される。

(10) 特許の存続期間を延長するための申請は、

(a) 特許の所有者により、所定の様式で、所定の期間内に行なわれ、

(b) 所定の方式で提出され、かつ

(c) 所定の手数料及び所定の書類が添えられなければならない、

また、登録官は、本項に基づく要件の何れかを満たさない申請を拒絶することができる。

(11) 登録官は、特許の存続期間を延長した後遅滞なく、

(a) 特許存続期間の延長証明書を、

(i) 延長期間、及び

(ii) 延長期間中に特許により付与される保護の制限、

を指定して所定の様式で当該特許の所有者に送付し、かつ

(b) 当該延長の通知を公報で公告する。

(12) (1)に基づいて申請を行った特許の所有者は、当該申請の取下を書面により登録官に通

知することにより当該申請を取り下げることができ、かつ、この取下は、取り消すことができない。

(13) 2014年2月14日施行の2012年法律第15条により廃止

(14) 2014年2月14日施行の2012年法律第15条により廃止

第37条 特許は単一性の欠如を理由に異議を唱えられない

何人も、何れかの手続において特許又は特許明細書の補正に対して、特許明細書に含まれるクレームが、そのままでは又は場合により補正が提案された状態では、

(a) 2以上の発明、又は

(b) 単一の発明概念を形成する程には関連していない1群の発明、

に關係することを理由として、異議を申し立てることはできない。

第38条 特許付与後に明細書を訂正する一般的権限

(1) 本条及び第84条に従うことを条件として、登録官は、特許の所有者の申請に基づいて、登録官が適切と考える条件があればそれに従うことを前提として、当該特許明細書の訂正を許可することができる。

(2) 当該訂正は、特許の有効性が争点となる可能性のある手続が裁判所又は登録官の下で係属中である場合は、許可しない。

(3) 本条に基づく特許明細書の訂正は、当該特許の付与から効力を有し、かつ、その付与から常に効力を有していたものとみなす。

(4) 何人も、特許の所有者の本条に基づく申請に対して登録官に異議を申し立てることができ、そうする者があるときは、登録官は、当該所有者に通知し、かつ、当該申請を認めるか否かを決定する際に、当該異議を考慮する。

第38A条 2014年2月14日施行の2012年法律第15条により廃止

第39条 失効した特許の回復

(1) 特許が更新手数料を納付しないことを理由として効力を失った場合は、当該特許の回復の申請を、登録官に対し所定の期間内に行うことができる。

(2) 本条に基づく申請は、当該特許の所有者であった者又は当該特許が効力を失っていなかったならば当該特許を有する権原のあった筈の他の者が行うことができる。

(3) 当該特許を2以上の者が共有していた場合は、当該申請は、登録官の許可を得て、1又は2以上の共有者が他の共有者を加えずに行うことができる。

(4) 当該申請に関する告示は、登録官が所定の方法により公告する。

(5) 登録官が、当該特許の所有者が更新手数料を所定の期間内に納付しなかったこと又は当該手数料及び所定の追加手数料を当該期間の満了直後6月以内に納付しなかったについて、故意でないと認める場合は、登録官は、未納付の更新手数料及び所定の追加手数料の納付があり次第、命令を発して当該特許を回復する。

(6) 本条に基づく命令は、登録官が適切と考える条件(登録に関する規則の規定で満たされていないものを満たすことを義務付ける条件を含む)に従うことを前提として発することができ、かつ、当該特許の所有者がその命令の条件を満たさない場合は、登録官は、当該命令を

取り消し、取消の結果として適切と考える指示を与えることができる。

(7) 特許回復の命令の効力については、(8)から(13)までに規定するとおりとする。

(8) 特許の満了時と回復時との間に特許に基づいて又はこれに関してなされたことは、有効であるものとして取り扱う。

(9) 当該期間中になされたことで当該特許が満了していなかったならば侵害を構成していた筈のことは、次の場合は、侵害として取り扱う。

(a) 第36条(3)に基づく特許の更新が可能であった時になされた場合

(b) 当該行為が以前の侵害行為の継続又は反復であった場合

(10) 当該特許のそのような更新が最早不能となった後、かつ、回復申請の告示の公告前に、

(a) 当該特許が満了していなかったならば同特許の侵害を構成した筈の行為を善意で始めた者、又は

(b) 当該行為をするために善意で実際上かつ真摯な準備を行った者は、

当該特許の回復にも拘らず、当該行為を継続するか又は場合により行う権利を有する。

(11) (10)にいう権利は、他人に当該行為のライセンスを付与することには及ばない。

(12) 業として当該行為がなされたか又は当該準備が行われた場合は、(10)により与えられる権原を有する者は、

(a) 当該行為をなすことを現に当該事業に従事するパートナーに委任することができ、かつ

(b) 当該事業のうち業として当該行為がなされたか若しくは準備された部分を取得する者に当該権利を譲渡するか、又はそれを死亡時(法人の場合はその解散時)に移転することができる。

(13) 製品が(10)又は(12)により与えられた権利の行使により他の者に処分される場合は、当該他の者及びその者を通じて権利を主張する者は、当該製品を、当該特許の登録された所有者が処分するのと同様に取り扱うことができる。

(14) (8)から(13)までは、第56条に基づく特許の使用に関して、当該特許の侵害に関して適用するのと同様に適用する。

第40条 特許の権利放棄

(1) 特許の所有者は、いつでも、登録官への通知をもって自己の特許の権利放棄を申し出ることができる。

(2) 2014年2月14日施行の2012年法律第15条により廃止

(3) 登録官は、当該特許の権利放棄を適正に行うことができると認める場合は、当該申出を受理することができ、かつ、登録官の受理の告示が公報に公告された日から当該特許は効力を失うが、その日前になされた如何なる行為に関しても侵害訴訟は認められず、かつ、その日前に行われた第56条に基づく当該特許発明の如何なる実施に対しても、補償を得る権利は生じない。

第 VIII 部 特許及び特許出願の財産権及び登録

第 41 条 特許及び特許出願の性質及び取引

- (1) 特許又は特許出願は、(債権ではない)動産であり、特許又はその出願及びそれに対する又はそれに基づく権利は、本条に従って設定又は付与をすることができる。
- (2) 第 46 条(3)に従うことを条件として、特許若しくはその出願又はそれに対する権利は、譲渡又は譲渡抵当権の設定をすることができる。
- (3) 特許又はその出願若しくは権利は、法の適用により他の動産と同様に与えられるものとし、かつ、人格代表者の同意により付与することができる。
- (4) 第 46 条(3)に従うことを条件として、特許又はその出願に基づいて当該特許又は出願の主題である当該発明を実施するライセンスを付与することができ、かつ
 - (a) 当該ライセンスが規定する限りにおいて、サブライセンスをそのライセンスに基づいて付与することができ、当該ライセンス又はサブライセンスは、譲渡又は譲渡抵当権の設定をすることができ、かつ
 - (b) 当該ライセンス又はサブライセンスは、法律の適用により他の動産と同様に付与されるものとし、かつ、人格代表者の同意により付与することができる。
- (5) (2)から(4)までは、本法の規定に従うことを条件として、効力を有する。
- (6) 次の取引、すなわち、
 - (a) 特許若しくはその出願又は特許若しくはその出願に対する権利についての譲渡又は譲渡抵当権の設定、
 - (b) 特許若しくはその出願又は権利に関する同意、は書面により行い、かつ、当該取引の当事者により若しくはその者の代理により又は譲渡人若しくは譲渡抵当権者の代理により(又は人格代表者による同意若しくは他の取引の場合は、当該人格代表者により若しくは当該人格者の代理により)署名されるか、又は法人の場合は当該法人によりそのように署名されるか若しくは当該法人の捺印がされていない限り、無効とする。
- (7) 特許若しくはその出願又はその持分の譲渡及び特許又はその出願に基づく排他的ライセンスにより、当該譲受人又はライセンシーに対して、過去の侵害について第 67 条又は第 76 条により手続を提起するか又は過去の行為について第 58 条に基づいて手続を提起する譲渡人又はライセンサーの権利を付与することができる。

第 42 条 特許登録簿

- (1) 登録官は、本条により定められる規則に従って、特許登録簿を維持する。
- (2) 本法又は規則の他の規定を害することなく、規則により、次の事項に関してこれら事項についての要件を課する規定を含めて、規定を設けることができる。
 - (a) 特許及び公開された特許出願の登録
 - (b) 特許及び出願に対する又はそれに基づく権利に影響する取引、証書又は事件の登録
 - (c) 登録を要する事項に関連する所定の書類又は所定の種類の書類の登録官への提供
 - (d) 登録簿及び登録に関連して登録局に提出された書類における誤記の訂正、並びに
 - (e) 登録簿に関して本法又は規則に基づいてなされた事項の公告
- (3) (2)(b)の規定にも拘らず、すべての黙示的又は推定的信託通知は、登録簿に記入しては

ならず、かつ、登録官は、そのような通知には影響されない。

(3A) 明示の信託若しくは明示の信託の受益者の通知又はその両者は登録簿に記入されるが

(a) 登録官は、当該通知により影響を受けてはならない、及び

(b) 疑惑を避けるため、登録簿に記入されなくとも信託の権利又は義務に影響してはならない。

(4) 登録簿は、書類形式により保管する必要はない。

(5) 規則に従うことを条件として、公衆は、登録簿を登録局でいつでも便宜の時に閲覧する権利を有する。

(6) 登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿からの認証抄本を申請する者は、認証謄本及び抄本に関する所定の手数料を納付の上、当該謄本又は抄本を取得する権原がある。

(7) 2014年2月14日施行の2012年法律第15条により廃止

(8) (6)に基づく申請は、所定の方法により行わなければならない。

(9) 登録簿の書類以外の形式で保管される部分に関しては、

(a) (5)による閲覧の権利は、登録簿上の事項を閲覧する権利であり、かつ

(b) (6)又は規則により謄本又は抄本を取得する権利は、持ち出しが可能で、かつ、視認及び判読が可能な形式の謄本又は抄本を取得する権利である。

第43条 特許の権利に関する登録等の効果

(1) 本条が適用される取引、証書又は事件により特許又は特許出願の所有権を取得したと主張する者は、本条が適用される先の取引、証書又は事件により当該所有権を取得したと主張する他人に対して、後の取引、証書又は事件の時点で次のとおりである場合は、その権原を有する。

(a) 当該先の取引、証書又は事件が登録されておらず、

(b) いまだ公開されていない出願の場合は、当該先の取引、証書又は事件の通知がいまだ登録官になされておらず、かつ

(c) 何れの場合も、当該後の取引、証書又は事件による主張をする者が先の取引、証書又は事件を知らなかった。

(2) (1)は、本条が適用される取引、証書又は事件により特許又は特許出願に対する又はそれに基づく何らかの権利を取得したと主張する者にも同等に適用されるものとし、かつ、当該権利は、本条が適用される先の取引、証書又は事件により取得された当該権利とは両立しない。

(3) 本条は、次の取引、証書又は事件に適用する。

(a) 特許若しくは出願又はそれに対する権利の譲渡

(b) 特許又は出願の譲渡抵当若しくは特許又は出願に関するその他の担保権の付与

(c) 特許又は出願に基づく、ライセンス若しくはそのサブライセンスの付与若しくは譲渡又はライセンス若しくはそのサブライセンスの譲渡抵当若しくはその他の担保権の付与

(d) 当該特許若しくは出願の所有者又は特許若しくは出願に対する若しくはそれに基づく権利を有する者の死亡及び人格代表者の同意による特許、出願又は当該権利の付与、並びに

(e) 裁判所又は他の管轄当局の次の命令又は指示のうち該当するもの

(i) 特許若しくは出願又はそれに対する若しくはそれに基づく権利を他の者に移転すべきこと又は

(ii) 出願の手続を何人かの者の名義により進めるべきこと、
さらに、何れの場合も、裁判所又は当該当局が当該命令又は指示を行う権限を有していた事件

(4) 取引、証書又は事件の登録申請が行われたが、当該取引、証書又は事件ははまだ登録されていない場合は、(1)(a)の適用上、当該申請の登録は、当該取引、証書又は事件の登録として取り扱う。

(5) 規定は、(3)に記載されている取引、証書、事件に関する登録において、補正、変更又は特定の登録からの削除に関する規則から構成される。

第 44 条 登録簿の更正

(1) 裁判所は、不服に思う者の申請に基づいて、登録簿の記入事項を記入又は変更若しくは削除により更正するべき旨を命令することができる。

(2) 本条に基づく手続において、裁判所は、登録簿の更正に関連して決定することが必要であるか又は適切である問題について決定することができる。

第 45 条 登録簿、書類等の証拠能力

(1) 登録簿は、本法又は規則により登録することが必要とされるか又は登録する権原が与えられている事項についての一応の証拠とされる。

(2) 登録官が署名したとされ、かつ、登録官が本法又は規則により権原を与えられた記入がなされたか又はなされていない旨又は登録官が行う権原を与えられた他のことがなされたか又はなされていない旨を証明する証明書は、そのように証明された事項についての一応の証拠とされる。

(3) 次の各々、すなわち、

(a) 第 42 条(6)に基づいて提供される登録簿の記入事項の謄本若しくは登録簿からの抄本、

(b) 登録局に保管されている書類の謄本若しくはその書類からの抄本、又は

(c) 公告(公開)された特許明細書若しくは特許出願、

であって認証謄本又は認証抄本であるとされるものは、更なる証明を要することなく、かつ、原本の提出を要することなく、証拠として許容される。

(4) 本条において、「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官により証明され、かつ、登録局の印章が押捺された謄本及び抄本をいう。

第 46 条 特許及び特許出願の共有

(1) 特許が 2 以上の者に付与される場合は、その各人は、別段の合意がある場合はそれに従うことを条件として、当該特許において均等な不分割持分を所有することができる。

(2) 2 以上の者が特許の所有者である場合は、本条に従うことを条件として、かつ、別段の合意がある場合はそれに従うことを条件として、

(a) その各人は、当該発明に関して、自ら又は自己の代理人により、自己自身の利益のためにかつ他の所有者の同意なく又は他の所有者に対する説明を要することなく、本項及び第 56 条を留保すれば当該特許の侵害となる筈の如何なる行為をもなすことができ、かつ

(b) 当該行為は、当該特許の侵害とはならない。

(3) 第 20 条及び第 47 条並びに現に有効な合意に従うことを条件として、2 以上の者が特許

の所有者である場合は、その 1 は、その他の者の同意なしに、当該特許に基づいてライセンスを付与し、又は当該特許の持分について譲渡又は譲渡抵当権の設定をしてはならない。

(4) 第 20 条及び第 47 条に従うことを条件として、2 以上の者が特許の所有者である場合は、他の何人もそれらの者の 1 に、当該発明の本質的な要素に関して、当該発明を実施するための手段を提供することができ、かつ、本項によりそれらの手段を提供することは、当該特許の侵害とはならない。

(5) 特許された製品が 2 以上の所有者の何れかの者により何人かに引き渡されて処分された場合は、その引き渡された者及び同人を通じて主張する他の者は、当該製品を単独の登録された所有者により処分されたものとして取り扱うことができる。

(6) (1)又は(2)の如何なる規定も、死亡した者の受託者若しくは人格代表者の相互の権利若しくは義務又はそれらの者の権利若しくは義務自体には影響を与えない。

(7) 本条は、特許に関して効力を有するのと同様に、出願された特許出願に関する効力を有し、また

(a) 特許及び特許が付与されるというときは、各々特許出願及び当該出願がなされることを相応に含めていい、かつ

(b) (5)において特許製品というときは、相応に解釈する。

第 47 条 特許付与後の権利に関する決定

(1) 発明に関して特許が付与された後は、当該特許に対する又はそれに基づく所有者としての権利を有するか又は主張する者は、

(a) 誰が当該特許の真の所有者なのか、

(b) 当該特許はそれを付与された者に付与されるべきであったか否か、又は

(c) 当該特許に対する若しくはそれに基づく何らかの権利が他の者に移転されるか若しくは付与されるべきであるか否かについての問題を登録官に付託することができ、登録官は、当該問題について決定し、かつ、その決定を実施するために適切と考える命令を発する。

(2) (1)の一般性を害することなく、同項に基づく命令には、次を内容とする規定を含めることができる。

(a) 同項に基づいて付託を行った者を(他の何人かを除外するか否かを問わず)当該特許の所有者として登録される者の中に含めるべき旨を指示すること

(b) 当該人が当該特許に対する又はそれに基づく何らかの権利を取得した取引、証書又は事件を登録するべき旨を指示すること

(c) 当該特許に対する又はこれに基づく何らかのライセンス又は他の権利を付与すること、及び

(d) 当該特許の所有者又は当該特許に対する若しくはそれに基づく何らかの権利を有する者に、命令に定めた事項を、その命令の他の事項を実行するために必要なものとして行うべき旨を指示すること

(3) (2) (d)に基づいて指示を与えられた者が、当該指示を実行するために必要な事項を当該指示が含まれている当該命令の日後 14 日以内に行わない場合は、当該指示が含まれている当該命令が自己に有利なように又は自己の付託により行われた者の申請により、登録官は、この者が当該指示を受けた者に代わってそのことを行うことを認めることができる。

(4) 登録官は、本条に基づく付託に関して、当該特許は当該特許を付与される権原のない者

に付与された(単独であるか他の者と共同であるかを問わない)と認め、かつ、第 80 条に基づく申請により、それを理由として当該特許の条件付き又は無条件の取消を命令する場合は、第 84 条に従うことを条件として、当該申請人又はその権原承継人に、

- (a) 無条件の取消の場合は、当該特許の明細書に含まれる事項の全体に関して、また
- (b) 条件付きの取消の場合は、登録官の意見として当該明細書から第 83 条に基づく補正により除外されるべき事項に関して、

新規特許出願を行うべき旨を命令することができ、かつ、新規出願が行われた場合は、その新規出願は、当該付託が関係する特許出願の出願日に出願されたものとして取り扱う。

(5) (1)に基づく付託により、

(a) 当該特許が付与される権原のない者に付与されたとの理由により当該付託が関係する当該特許を移転する命令を発してはならず、かつ

(b) 当該付託が当該付与の日を開始する 2 年の期間の満了後に行われた場合は、(4)に基づいて同じ理由により命令を発してはならない。ただし、当該特許の所有者として登録された者が特許付与の時点又は場合により当該特許の自己への移転時に、自己は当該特許を受ける権原がないと知っていたことが明らかにされる時は、この限りでない。

(6) 本条に基づく命令は、死亡した者の受託者若しくは人格代表者の相互の権利若しくは義務又はこれらの者の権利若しくは義務自体に影響を与えるものであってはならない。

(7) 問題が本条に基づいて登録官に付託された場合は、当該付託の通知が、当該付託の当事者を除き、当該特許の所有者又は当該特許に対する若しくはそれに基づく権利を有する者として登録されている者全員に与えられるのでない限り、(2)又は(4)に基づいて当該付託による命令をしてはならない。

(8) 本条に基づく付託に関し、登録官は、自己に付託された問題は裁判所が決定する方が適切であると認める場合は、その問題の取扱いを辞退することができ、かつ、当該問題を決定し、かつ確認判決を行う裁判所の管轄権を害することなく、裁判所は、これを行う管轄権を有する。

(9) 裁判所は、当該管轄権による手続が特許付与の日を開始する 2 年の期間の満了後に開始されたときは、特許がこれを受ける適格を有さない者に付与されたか否かの問題を、前記の宣言的管轄権を行使して決定してはならない。ただし、当該特許の所有者として登録された者が当該特許付与の時点又は場合により当該特許の自己への移転時に、自己が当該特許を受ける権原がないと知っていたことが明らかにされる時は、この限りでない。

第 48 条 第 47 条に基づく特許の移転の効果

(1) 特許が何人か(旧所有者)から 1 又は 2 以上の者(旧所有者を含むか否かを問わない)に移転されるべき旨の第 47 条に基づく命令がされる場合は、(2)に該当する場合を除き、当該旧所有者により付与又は設定されたライセンス又は他の権利は、第 43 条及び当該命令の条項に従うことを条件として、引き続き有効とし、かつ、当該特許の移転先として命令された者(新所有者)により付与されたものとして取り扱う。

(2) 特許が当該旧所有者から 1 又は 2 以上の何れも旧所有者でない者に(当該特許は当該特許を付与される権原のなかった者に付与されたという理由により)移転されるべき旨の命令がされる場合は、当該特許に対する若しくはそれに基づくライセンス又は他の権利は、当該命令の条項及び(3)に従うことを条件として、その者が当該特許の新所有者として登録され次

第、効力を失う。

- (3) (a) 特許が(2)に述べるように移転されるべき旨、又は
(b) 旧所有者以外の者が新規に特許出願を行うことができる旨、
の命令が行われ、かつ、当該命令がされる基礎となった同条に基づく問題の付託が登録される前に、当該特許の旧所有者又はライセンシーが善意で、
(i) 問題の当該発明をシンガポールにおいて実施したか、又は
(ii) 実際上のかつ真摯な実施の準備をした場合は、
当該旧所有者又はライセンシーは、所定の期間内に当該新所有者に請求することにより、当該発明が当該新規出願の主題である限り、当該発明の実施を継続するか又は場合により実施するためのライセンス(ただし、排他的ライセンスではない)の許諾を受けることができる。
- (4) 当該ライセンスは、適切な期間について、かつ、適切な条件でライセンスする。
- (5) 当該特許の新所有者又は当該ライセンスの許諾を受ける権原があると主張する者は、その者にその権原があるか否か及び当該期間又は条件が適切か否かの問題を登録官に付託することができる。
- (6) 登録官は、(5)にいう問題について決定し、かつ、適切と考える場合は、当該ライセンスの許諾を命じることができる。

第 IX 部 従業者発明

第 49 条 従業者発明に関する権利

(1) 如何なる法規の如何なる規定にも拘らず、従業者により行われる発明は、同人とその使用者との間では、次の場合は、本法の適用上及び他のすべての目的で、当該使用者に帰属すると解される。

(a) 当該発明が当該従業者の通常の職務の過程又は同人の通常の職務外であるが特別に同人に割り当てられた職務の過程で行われ、かつ、何れの場合の状況も同人の職務遂行の結果として発明が期待されて当然であった場合、又は

(b) 当該発明が当該従業者の職務の過程で行われ、かつ、当該発明が行われた時点で、当該従業者の職務の性質上及び同人の職務の性質から生じる特定の責任により、同人に当該使用者の事業の利益を促進する特別の義務があった場合

(2) 従業者により行われるその他の発明は、同人とその使用者との間では、前記の目的で当該従業者に帰属すると解される。

(3) 本条により、発明が、従業者とその使用者との間では、従業者に帰属する場合は、

(a) 特許出願を遂行する目的で当該従業者若しくは同人の下で主張する者により若しくはその代理で、又は

(b) 当該発明を実行若しくは実施する目的で何人かにより
される行為は、

当該発明に関するひな形又は書類に対して、当該従業者とその使用者との間では、当該使用者が権原を有する如何なる著作権又は意匠権も侵害しないものと解される。

(4) (3)において、特許出願とは、発明に関して他の保護を求める申請を含み、かつ、シンガポール以外の国の法律又はシンガポールが締約国である条約に基づく特許出願又は他の保護の申請を含む。

第 50 条 補足規定

(1) この部は、従業者が発明を行った時点で、次の条件の何れかが同人について満たされていない限り、当該発明に適用しない。

(a) 当該従業者が主としてシンガポールで雇用されていたこと

(b) 当該従業者の主な雇用地がなかったか、又は当該従業者の雇用地が特定できなかったがその使用者の営業所はシンガポールにあって当該従業者がそこに所属していた(他所にも所属していたか否かを問わない)こと

(2) この部では、文脈上他に要求されない限り、従業者が発明を行うというときは、同人が単独又は他の者と共同で発明を行うことをいうが、他の従業者が発明を行う際に単に助言又は他の援助を与えることは含まない。

(3) 第 49 条において特許及び特許が付与されるというときは、シンガポールの法律若しくは他国で有効な法律に基づくか又は何れかの条約に基づくかを問わず、それぞれ特許又は他の保護及びそれが付与されることをいう。

(4) この部の如何なる規定も、発明についての権利に関する合意又は契約の効力を排除するものと解釈してはならない。

第 X 部 特許製品に関する契約

第 50A 条 この部の適用

この部は、次のものにのみ適用される。

- (a) 特許製品の供給契約書
- (b) 特許発明を実施するライセンス、及び
- (c) 当該供給又はライセンスに係る契約書、

であって、1995年2月23日以後で2008年(改正)特許法第3条の施行日前に締結され又はライセンスされたもの

第 51 条 一定の制限的条件の解除

(1) 本条に従うことを条件として、特許製品の供給契約若しくは特許発明を実施するライセンス又は当該供給若しくはライセンスに関する契約の条件は、次の何れかを意図するものである限り、無効とする。

(a) 供給契約の場合は、供給を受ける者に対して、当該特許製品以外の何らかのものを、当該供給者若しくはその指名を受けた者から取得することを義務付けるか、又は特定の者から取得すること若しくは当該供給者若しくはその指名を受けた者以外の者から取得することを禁ずること

(b) 特許発明を実施するライセンスの場合は、ライセンシーに対して、当該特許発明である製品又は(発明が方法の場合は)直接に当該方法により得られたか若しくは当該方法が適用された製品以外の何らかのものを、当該ライセンサー若しくはその指名を受けた者から取得することを義務付けるか、又は特定の者から取得すること若しくは当該許諾者若しくはその指名を受けた者以外の者から取得することを禁ずること

(c) 何れの場合も、供給を受ける者又はライセンシーに対して、当該供給者若しくはライセンサー又はその指名を受けた者により供給されない物品(特許製品であるか否かを問わない)か、又は当該供給者若しくはライセンサー若しくはその指名を受けた者に帰属しない何らかの特許方法を使用することを禁ずること、又は供給を受ける者若しくはライセンシーの当該物品又は方法を使用する権利を制限すること

(2) 何人かを相手とする特許侵害手続において、原告によりなされたか若しくはその同意を得てなされた特許に関する契約又は当該特許に基づき原告により又はその同意を得て付与されたライセンスであって、何れの場合も本条により無効とされる条件を含むものが当該侵害の時点で有効であったことを立証することは、抗弁として認められる。

(3) 契約又はライセンスの条件は、次の場合は、本条により無効とされない。

(a) 契約の成立又はライセンスの許諾の時点で、当該供給者又はライセンサーが契約又はライセンスに指定する適切な条件により、かつ、(1)にいうような条件なしに、当該製品の供給又は場合により当該発明実施のライセンス許諾を、供給を受ける者又はライセンシーに行う意思があった場合、及び

(b) 供給を受ける者又はライセンシーが当該契約又はライセンスに基づいて、相手方に書面をもって3月の予告通知を行い、かつ、大臣により任命された仲裁人により決定される補償金の当該相手方への支払(供給契約の場合は、当該契約の残余期間分及びライセンスの場合は、当該ライセンスの残余期間分のロイヤルティの一括払又は定期分割払)を行った上で、当該条

件を遵守する義務を免れる場合

(4) 手続において契約又はライセンスの何れかの条件が本条により無効であると主張されている場合は、(3)(a)に示す事項を立証する責任は、当該供給者又はライセンサーにある。

(5) 契約又はライセンスの条件は、単に特定の者により供給される商品以外の商品の販売を禁じるという理由又は特許製品を賃貸借する契約若しくはこれを使用するライセンスの場合は、特許製品を良好な状態に保つために必要とされる当該製品の新規部品を供給する権利を、寄託者若しくはライセンサー又はその指名を受けた者に留保するという理由のみにより、本条により無効となることはない。

第52条 一定の契約の一部についての解約

(1) 特許製品の供給契約若しくは特許発明を実施するライセンス又は当該供給若しくはライセンスに関する契約については、当該契約の締結時若しくは当該ライセンスの許諾時に当該製品若しくは発明を保護していた特許又は複数ある特許のすべてが効力を失った後はいつでも、また、当該契約若しくはライセンス又は他の契約において相反する何らかの規定があったとしても、当該契約又はライセンスが当該製品又は発明に係わる範囲で(かつ、その範囲に限り)、何れかの当事者が書面を以て3月の事前通知を他の当事者に行うことにより、これを解約することができる。

(2) (1)において、「特許製品」は特許出願の主題である製品を、及び「特許発明」は、特許出願の主題である発明を含み、同項は、当該製品又は発明を保護していた特許であって当該契約の締結又は当該ライセンスの付与の後に付与されたものに関し、その時より前に提出されていた申請に基づいて、その時に有効な特許に適用されるのと同様に、適用される。

(3) (1)に該当する契約又はライセンスに係わる何れかの当事者が本条に基づいて行う申請により、当該特許が効力を失った結果、当該申請人に契約又はライセンスのすべての条件を引き続き遵守することを義務付けるのは不当であると裁判所が認めた場合は、裁判所は、それらの条件について、事件のすべての事情に鑑みて、裁判所が当該当事者間において公正と考えるように変更する命令を発することができる。

(4) 財産回復の他の権利を害することなく、(1)の如何なる規定も、買取選択権付賃貸借法(Cap. 125)で意味する買取選択権付賃貸借契約に基づいて賃貸借された財産を回復する権原を何人かに与えると解してはならない。

(5) 本条は、契約の達成不能に関する法規及び本条とは別に行使可能な契約又はライセンスを終了させる権利を害さない。

第 XI 部 ライセンス及び強制ライセンス

第 53 条 ライセンス

(1) 特許付与後はいつでも、その所有者は、当該特許に基づくライセンスが当然の権利として取得可能である旨の記入を登録簿に行うよう登録官に申請することができる。

(2) (1)に基づく申請が行われた場合は、登録官は、当該申請のあったことを当該特許に対する又はそれに基づく権利を有する者として登録されているすべての者に通知し、かつ、当該特許の所有者が当該特許に基づいてライセンスを許諾することを契約が禁じていないと認めるときは、申請があった旨を記入する。

(3) (2)に基づく記入が特許に関して行われた場合は、

(a) 当該特許に基づくライセンスについては、当該記入が行われた後はいつでも、合意により定めるか、又は合意のないときは登録官が当該特許の所有者若しくは当該ライセンスを必要とする者の申請に基づいて定める条件により、何人もこれを受ける権原を当然の権利として有し、

(b) 登録官は、当該記入をする前に当該特許に基づいてライセンスを許諾された所有者による申請により、当該ライセンスを前記のように定められた条件によるライセンスに代えるべき旨を命ずることができ、

(c) 当該特許の侵害手続において、被告が前記のような条件に基づくライセンスを受けると約束した場合は、被告に対する差止命令は認められず、かつ、被告から回収することができる損害賠償(もしあれば)の額は、当該ライセンスが前記の条件で最先の侵害より前に付与されたならば被告がライセンシーとして支払うべきであった額の 2 倍を超えてはならず、かつ

(d) 当該特許に関し当該記入の日後に納付すべき更新手数料は、当該記入が行われなかったとした場合に納付すべき手数料の半額とする。

(4) (3)(c)に基づく約束は、当該手続の最終命令前はいつでも、責任を認めることなく、行うことができる。

(5) ライセンシーは、(合意により条件が定められるライセンスの場合に、当該ライセンスに特に別段の定めがない限り)当該特許の所有者に当該特許の侵害を防止するための手続の提起を要請することができる。

(6) 所有者がその要請を受けた後 2 月以内に(5)に基づいて手続を提起することを拒絶するか又は放置する場合は、ライセンシーは、当該侵害に関する手続を、所有者であるものとして自己名義で、当該所有者を 1 被告として提起することができる。

(7) そのようにして被告に加えられた所有者は、当人が出廷して当該手続に参加しない限り、費用又は経費について支払義務を負わない。

第 54 条 第 53 条に基づいて行われた記入の取消

(1) 特許に関して第 53 条に基づく記入が行われた後はいつでも、当該特許の所有者は、登録官に当該記入の取消を申請することができる。

(2) (1)に基づく申請が行われ、かつ、当該記入が行われなかったならば納付されるべきであったすべての更新手数料の残額が納付された場合において、当該特許に基づく現存のライセンスがないこと又は当該特許に基づくすべてのライセンシーが当該申請に同意していることを認めるときは、登録官は、当該記入を取り消すことができる。

- (3) 特許に関して第 53 条に基づく記入が行われた後の所定の期間内に、当該特許に基づくライセンスを禁じる契約に利害関係を有する何人かが、その契約により当該特許の所有者は当該特許に基づくライセンスの付与を禁じられており、かつ、当該記入が行われた時点で禁じられていたと主張する場合は、その者は、当該記入の取消を登録官に申請することができる。
- (4) 登録官は、(3)に基づく申請により、当該特許の所有者はライセンスの付与を禁じられており、かつ、禁じられていたと認める場合は、当該記入を取り消す。
- (5) 当該所有者は、所定の期間内に、当該記入が行われなかったならば納付されるべきであったすべての更新手数料の残額に等しい金額を納付しなければならず、かつ、その金額を納付しない場合は、当該特許は、その期間の満了時に効力を失う。
- (6) 記入が本条に基づいて取り消された場合は、当該特許の所有者の権利及び義務は、当該取消後は、記入が行われなかった場合と同様とする。
- (7) 本条に基づいて行われる申請が、
- (a) (1)に基づく申請である場合は、何人も、また、
- (b) (3)に基づく申請である場合は、当該特許の所有者は、
- 所定の期間内に、当該取消に対する異議を登録官に申し立てることができる。
- (8) 登録官は、本条に基づいて行われた当該申請を考慮する際に、当該異議に正当性があるか否か決定する。

第 55 条 強制ライセンス

- (1) 利害関係人は、反競争的慣行を是正するために特許に基づくライセンスの付与が必要であるとの理由をもって、そのライセンスの付与を裁判所に申請することができる。
- (2) (1)の一般性を害することなく、裁判所は、次の場合に、反競争的慣行を是正するためにライセンスの付与が必要であるとの決定をすることができる。
- (a) シンガポールに当該特許発明品の市場が存在し、
- (b) 当該市場が、
- (i) 供給を受けていないか、又は
- (ii) 適切な条件で供給を受けておらず、かつ
- (c) 裁判所が、当該特許の所有者は、直接的であるか若しくはライセンシーを通じてであるかを問わず、適切な条件で当該特許発明品を当該市場に供給しないことについて正当な理由を有していないと考える場合
- (3) 本条に従うことを条件として、裁判所が(1)にいう理由が立証されたと認める場合は、裁判所は、適切であると考えられる条件で、当該申請に従いライセンスを許諾すべき旨の命令を発することができる。
- (4) 本条に基づいて許諾するライセンスは、次によるものとする。
- (a) 排他的なものでないこと
- (b) 当該特許発明を実施する事業の営業権と共になされる場合以外は、移転することができないこと
- (5) 本条に基づいて許諾されたライセンスは、裁判所がそのライセンスの許諾に至った理由が消滅し、再び生じる可能性が低いと認めた場合は、利害関係人の申請により、終了させることができる。
- (6) 本条に基づいてライセンスが何人かに許諾された場合は、その者は、特許権者に対し、

その者と特許権者との間で合意した対価若しくは合意した方法により決定した対価又は合意のないときはその者若しくは特許権者の申請に基づいて裁判所が決定した対価を支払わなければならない。

(7) 本条に基づく申請に対する裁判所の権限は、発明者又は特許により利益を得る権原を有する他の者が、当該ライセンス許諾による経済的価値に見合う適正な対価を受けることを確保する目的で行使される。

(8) 本条に基づく申請について、シンガポールが締約国となっている特許に関する条約に矛盾するような命令を発してはならない。

第 XII 部 政府の役務のための特許発明の使用

第 56 条 政府及び授権された者による特許発明の使用

(1) 第 60 条、第 61 条及び第 62 条に従うことを条件として、ただし、本法の他の如何なる条にも拘らず、政府及び政府から書面により授権された者は、

- (a) 公共の非営利目的で、又は
- (b) 国家の非常事態若しくは他の緊急事態に際し、

特許発明に関して如何なることも行うことができ、かつ、本条により行われた如何なることも、当該特許の侵害にはならない。

(1A) (1)の一般性を損なうことなしに、第 60 条、第 61 条及び第 62 条に従うことを条件として、ただし、本法の他の如何なる条にも拘らず、政府及び政府から書面により授権された者は、関係保健製品を輸入することができ、かつ、国家の非常事態又はその他極度の緊急事態のため又はその期間中、輸入した関係保健製品に関して何らかの行為をすることができる。ただし、関係保健製品に関して、政府が関連する通知を TRIPS 理事会に提出していることを条件とする。

(2) 本条及び第 57 条の適用上、

(a) シンガポール政府と他国政府との協定又は取決めの履行において、当該他国の防衛のために要求される物品を当該他国政府へ供給するための発明の使用は、公共の非営利目的での発明の使用とみなされ、また、

(b) 本条に従って行動する政府又は何らかの行為をする権限を政府から書面により授権された者の権原は、集積回路に関する特許の場合は、当該発明品の公衆への販売に及ばない。

(3) 本条により付与された権限を行使して販売された物品の購入者及びこの購入者を通じて主張する者は、当該特許を政府に代わって所有しているものとして、これらを取り扱う権限を有する。

(4) 本条において、

「集積回路」とは、その最終形態又は中間形態での製品であって、その要素の少なくとも 1 が能動素子であって、相互接続の一部又は全部が 1 の材料の内部及び表面又は内部若しくは表面に一体的に形成されるものであって、電子的機能を実行することを目的としているものをいう。

「関連する通知」とは、次の要件を満たす通知をいう。

- (a) ドーハ宣言実施決定の第 2 項(a)
- (b) TRIPS 協定付属書の第 2 項(a)

第 57 条 政府の使用に関する第三者の権利

(1) 次の事項、すなわち、

- (a) 第 56 条に従って政府若しくは政府から書面により授権された者が行ったこと、又は
- (b) 政府の命令に従って、
- (i) 公共の非営利目的で、若しくは

(ii) 国家の非常事態若しくは他の緊急事態に際し、特許発明に関して特許の所有者又は特許出願がされてなお係属中である発明に関して特許出願の所有者が行ったことについて、本項が適用されるライセンス、譲渡又は協定の規定は、第 60 条、第 61 条及び第 62 条に従うこと

を条件として、当該規定が当該発明の実施若しくは当該発明に関するひな形、書類若しくは情報の使用を制限若しくは規制するか、又は当該実施若しくは使用に関する若しくはこれを参照して計算した支払を行うことを規定している限り、効力はない。

(2) 前記の実施又は使用に関連するひな形又は書類を複製するか又は公表することは、当該ひな形又は書類に存在する著作権又は意匠権の侵害とはみなされない。

(3) (1)は、(一方の当事者として)当該特許の所有者若しくは出願人である者又はその者から権原を取得した者若しくはその者が権原を取得した元となった者と(他方の当事者として)政府以外の者との間に、1995年2月23日の前後を問わず締結されるライセンス、譲渡又は協定に適用される。

第58条 政府の使用に関する紛争の付託

(1) 第56条により、政府若しくは政府から授権された者による付与された権限の行使についての、又は同条に従った行為についての条件についての紛争は、当該紛争に係わる何れの当事者も、当該発明に関して特許が付与された後に、裁判所に付託することができる。

(2) 裁判所は、本条に基づいて裁判所に付託された紛争について決定するに当たり、次の点を考慮しなければならない。

(a) 当該特許発明に関し、政府又は政府から授権された者から直接又は間接的に受領したか又は受領する権原を有する当該発明の特許権者の利益又は補償、及び

(b) 当該特許権者が当該特許発明の経済的価値に見合う適正な対価を受けることを確保する必要性

(3) 特許の有効性が本条に基づく手続において争点となり、かつ、当該特許が一部に限り有効と認定された場合は、裁判所は、(4)に従うことを条件として、当該特許の有効と認定されかつ第56条に従って使用された部分に関して、当該特許の所有者に対する救済を認めることができる。

(4) 当該手続において、特許が一部に限り有効と認定された場合は、裁判所は、その特許の所有者が、特許明細書は公正でかつ適切な技能及び知識をもって作成されたことを立証する場合を除き、費用又は経費による救済を認めないものとし、かつ、当該所有者がそれを立証した場合は、裁判所は、有効であり、かつ、特許の当該部分に関しては、費用及び経費について裁判所の裁量に従うことを条件として、救済を認めることができる。

(5) 裁判所は、当該救済の条件として、当該特許明細書について、裁判所が満足するように訂正すべき旨を、その趣旨の第83条に基づく申請により指示することができ、かつ、当該申請は、当該手続における他のすべての争点が決定されているか否かを問わず、相応に行うことができる。

(6) 本条に基づく手続において、裁判所はいつでも、当該手続全体又はそこにおいて生じる問題若しくは事実上の争点を裁判所が指示する条件により仲裁人に付託すべき旨を命令することができ、かつ、本条における裁判所への付託は、この趣旨で解釈する。

(7) 特許又は特許出願についての2以上の共同所有者の1である者は、他の全共同所有者の同意なしに紛争を本条に基づいて裁判所に付託することができるが、ただし、他の全共同所有者を当該手続の当事者とするものでない限り、その付託をしてはならず、他の共同所有者のうちで被告とされる者がいるときは、この者は、出廷して当該手続に参加しない限り、費用又は経費について支払義務はない。

第 59 条 2004 年法律第 19 条により廃止

第 60 条 第 56 条に基づく権利の性質及び範囲

- (1) 第 56 条に基づく特許発明を使用する権利は、次による。
 - (a) 排他的でないこと
 - (b) 特許発明が使用される事業の営業権と共に移転する以外は、移転できないこと
 - (c) 第 56 条(2)(a)にも拘らず、当該特許発明品の、政府又は同条に基づいて政府から授権された者による主としてシンガポール国内への供給の場合に限定されること
- (1A) 第 56 条(1A)に基づいて輸入された関係保健製品を使用する第 56 条に基づく権利は、関係保健製品を輸出する権利を含まない。
- (2) 第 56 条に基づいて特許発明を使用する権利は、利害関係人の申請により、裁判所が当該特許発明を使用する権利を発生させた事情が消滅し、再び生じる可能性が低いと認めた場合は、裁判所は、これを終了させることができる。
- (3) 裁判所は、第 56 条に基づいて特許発明を使用する権利を終了させた場合は、自らが必要と考える結果として命令を発することができる。

第 61 条 特許権者への通知義務

- (1) 特許発明に関して、第 66 条(1)に記載する事柄が、政府又は政府から書面により授権された者により公共の非営利目的で行われた場合は、その事柄を行った又はその事柄を行うことを授権した政府省庁は、特許権者に遅滞なくその事柄が行われたことを通知する。
- (2) 特許発明に関して、第 66 条(1)に記載する事柄が、政府又は政府から授権された者により国家の非常事態又は他の緊急事態に際して行われた場合は、その事柄を行った又はその事柄を行うことを授権した政府省庁は、特許権者に合理的にできる限り遅滞なくその事柄が行われたことを通知する。

第 62 条 特許権者の対価を受ける権原

- (1) (2)に従うことを条件として、第 56 条に基づいて行為がなされる場合は、政府は、特許発明の経済的価値を考慮して政府と特許権者との間で合意された若しくは合意された方法により決定された対価又は合意のないときは第 58 条に基づいて裁判所で決定された対価を特許権者に支払う。
- (2) 関係保健製品の第 56 条(1A)に基づく輸入又はその後の使用に関しては、特許権者が当該関係保健製品に関して他の何らかの対価を受領したか又は受領することになる場合は、(1)に基づく如何なる対価も支払われない。

第 63 条—第 65 条 (廃止)

第 XIII 部 特許侵害

第 66 条 侵害の意味

(1) 本法の規定に従うことを条件として、ある者がある発明について特許が有効であるときに当該発明に関して当該特許の所有者の同意なしに、シンガポールにおいて次の事柄の何れかを行う場合は、これを行う場合に限り、その者は、当該発明に関する当該特許を侵害することとなる。

(a) 当該発明が製品の場合に、当該人が当該製品を製造し、処分し、処分の申出をし、使用し若しくは輸入し又は処分その他のために所持すること

(b) 当該発明が方法の場合に、当該方法を所有者の同意なしに使用することが当該特許の侵害に当たることを当該人が知っているか、又は状況からみて分別のある者にとってそれが明らかなきに、当該人がシンガポールにおいて当該方法を使用するか又は使用に供すること

(c) 当該発明が方法の場合に、直接その方法により得られた製品を当該人が処分し、処分の申出をし、使用し若しくは輸入し、又は当該製品を処分その他のために所持すること

(2) 本項を留保して、発明の特許の侵害に当たる行為でも、次の何れかの場合はこの限りでない。

(a) 個人的かつ非商業的な目的で行う場合

(b) 当該発明の内容に関する実験の目的で行う場合

(c) 個人用の薬剤を、登録された医師又は歯科医による処方に従って臨時に調合する場合又はその調合した薬剤を取り扱う場合

(d) 一時的若しくは偶発的にシンガポール(その上空及びその領海を含む)に入来したか若しくは通過中の関係のある航空機、ホバークラフト若しくは車両の本体若しくは操縦において製品若しくは方法を使用するか、又は当該関係のある航空機、ホバークラフト若しくは車両のために付属品を使用する場合

(e) 関係のある船舶が一時的又は偶発的にシンガポールの領海に入来した際に、当該船舶が必要とする場合に限り、当該船舶の船体又はその機械類、滑車装置、機器その他の付属品に、製品又は方法を使用する場合

(f) (d)にいうようにシンガポールに合法的に入来したか又は合法的に通過中の航空機であって、義務を免除されたものを使用するか、又はその航空機のために部品若しくは付属品をシンガポールに輸入するか、若しくは使用若しくは保管する場合

(g) (3)及び(5A)に従うことを条件として、特許製品又は特許方法により得たか若しくは特許方法を適用した製品であって、当該特許の所有者若しくは同人からライセンスを許諾された者により又はその同意(条件付き若しくは無条件)を得て製造したものを、輸入し、使用し、処分し又は処分の申出をする場合。この目的で、「特許」は、本法に基づいて特許を付与されたものと同一又は実質的に同一の発明に関してシンガポール以外の何れかの国において付与された特許を含み、かつ、「特許製品」、「特許方法」及び「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する。

(h) 医薬品の販売承認を求める申請を裏付けるために、当該特許の内容に関して(1)に記載される事柄がなされる場合。ただし、当該申請を裏付けるために提出されたものが、当該医薬品に関する販売承認の要件を満たす目的以外では、

(i) シンガポールにおいて製造され、使用され若しくは販売されないこと、また

(ii) シンガポール国外に輸出されないこと

(i) (5A)に従うことを条件として、シンガポールにおいて、特定の患者による若しくは特定の患者に対する使用のために特許医薬品を輸入し、処分し若しくは処分の申出をする場合又は次のときに当該医薬品が当該患者により若しくは当該患者に対して使用される場合

(i) 当該医薬品が当該患者による若しくは当該患者に対する使用のために必要とされるとき

(ii) 関係当局が、当該患者による又は当該患者に対する使用のために当該医薬品の輸入を特に承認したとき、及び

(iii) 当該医薬品が当該特許の所有者又は当該所有者からライセンスを受けた者により又はその同意を(条件付き若しくは無条件で)得て製造されたとき(この目的で、「特許」は、同一又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の何れかの国において付与された特許を含み、かつ、「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する)

(3) 次の場合は、(2)(g)は、何人か(本項及び(4)において「輸入者」という)による特許医薬品の輸入には適用されない。

(a) 当該医薬品が、以前、当該特許の所有者により又は当該特許の所有者からシンガポールにおいて当該医薬品を販売若しくは頒布するライセンスを受けている者により又はその同意を(条件付き若しくは無条件で)得た者によりシンガポールにおいて販売又は頒布されたことがない場合

(b) 当該医薬品の輸入者による輸入の結果として、当該医薬品が次の両者間の契約に違反して頒布されることとなる場合

(i) 当該特許の所有者、及び

(ii) 当該特許の所有者からシンガポール国外で当該医薬品を頒布するライセンスを受けている者

(c) 輸入者が(b)にいうことを実際に又は推定で知っている場合

(4) (3)の適用上、輸入者は、所定の事項を記載した通知書を受領した場合は、(3)(b)にいう事項を推定で知っているものとみなす。

(5) 疑念を払拭するために、(3)における「特許」には同一の又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の国で付与された特許は含まれず、「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する。

(5A) (2)(g)及び(i)は、シンガポール以外の国であって輸入適格を有する世界貿易機関加盟国への輸出目的で製造された関係保健製品の輸入若しくは販売又はその販売の申出には適用されない。

(6) 本条において、

世界貿易機関に関して「輸入適格を有する加盟国」とは、次の条件を満たす世界貿易機関加盟国である。

(a) 後発開発途上国であること、又は

(b) 次項にいう通知を TRIPS 理事会に提出していること

(i) ドーハ宣言実施決定の第1項(b)

(ii) TRIPS 協定付属書の第1項(b)

「義務を免除された航空機」とは、航空法(Cap. 6)第5条が適用される航空機をいう。

「関係のある船舶」及び「関係のある航空機、ホバークラフト又は車両」とは、それぞれ、シンガポール以外の国であって、

- (a) パリ条約締約国，又は
 - (b) 世界貿易機関加盟国，
- である国に登録され又は所属する船舶及び航空機，ホバークラフト又は車両をいう。

第 67 条 特許の侵害手続

(1) この部に従うことを条件として，特許の所有者は，当該特許の侵害であるとする如何なる行為に関しても民事訴訟を裁判所に提起することができ，かつ，(裁判所の他の如何なる管轄権も害することなく)当該手続において，次の事項について請求することができる。

- (a) 侵害の虞がある被告の行為を制限する差止命令
- (b) 当該特許が侵害されている特許製品又はその製品が構成上切り離すことができない物品又は主たる用途が侵害製品の創出であった素材若しくは器具を引き渡すか又は破毀するべき旨の被告への命令
- (c) 当該侵害に関する損害賠償
- (d) 当該侵害から被告が得た利益の返還，及び
- (e) 当該特許は有効であり，かつ，被告により侵害された旨の確認判決

(2) 裁判所は，同一の侵害に関して，特許の所有者に損害賠償を裁定するとともに，利益の返還もまた受けられる旨を命令してはならない。

(3) 特許の所有者及び他の何人も，相互の合意により当該他の者が当該特許を侵害したか否かの問題を登録官に付託することができ，その付託の際に，当該特許の所有者は，(1)(c)又は(e)にいう請求を行うことができる。

(4) 本法においては，文脈上他に要求されない限り，

(a) 侵害手続及び侵害手続の提起というときは，(3)に基づく付託及びその付託を行うことを含めていう。

(b) 原告というときは，当該特許の所有者を含めていう。かつ

(c) 被告というときは，当該付託に係わる他の当事者を含めていう。

(5) (3)に基づく付託について，登録官が自己に付託された問題は裁判所が決定する方がより適切であると認める場合は，登録官はその取扱いを辞退することができ，かつ，裁判所は，当該付託が裁判所に提起された手続であるものとして当該問題について決定する管轄権を有する。

(6) この部に従うことを条件として，本条に基づいて請求された何れかの種類の救済を認めるべきか否かを及び認める救済の範囲を決定する際には，裁判所又は登録官は，その種類の救済に関して 1995 年 2 月 23 日の直前に裁判所が適用した原則を適用する。

第 68 条 立証責任の転換

(1) 特許の侵害手続において，当該特許の内容が新規な製品を得るための方法である場合は，ある製品が当該方法により製造されたものでないことを立証する責任は，当該製品が新規であるか，又は当該製品が当該方法により製造された虞が多分にあつて，かつ，当該特許の所有者が合理的な努力をしても実際に使用された方法を確定できなかったときは，侵害被疑者に課される。

(2) ある当事者が本条に基づいて課された責任を果たしたか否かを考慮する際に，製造上又は商業上の機密を当該当事者に開示させるのは不当であると認める場合は，裁判所は，当該

当事者にその要求を行わない。

第 69 条 侵害に関する救済の制限

(1) 特許の侵害手続において、被告が当該侵害の日に当該特許が存在していたことを知らず、かつ、そのことを推定する合理的理由がなかったことを立証する場合は、被告に対して損害賠償を裁定してはならず、また、利益の返還を命令してはならない。

(2) 単に製品に「特許」若しくは「特許された」の語又は当該製品について特許が取得されたことを表すか又は意味する語を使用したことのみを理由として、特許の存在を知っているか又は特許の存在を推定する合理的理由があったと解してはならない。ただし、当該語に当該特許の番号が添えられていた場合は、この限りでない。

(3) 特許侵害に係る手続において、裁判所又は登録官は、次の事項の何れに関しても、適切と考える場合は、損害賠償を裁定すること、利益の返還を命令すること又は他の何れかの救済(裁判所での手続の場合は、差止命令を含む)を認めることを拒絶することができる。

(a) 第 36 条(3)に基づいて指定された追加期間中であって更新手数料又は第 36 条(3)適用上の指定された追加手数料の納付前にされた侵害

(b) 当該特許が、第 29 条(5)にいう審査報告、第 29 条(6)にいう調査及び審査報告又は第 30 条(2)(b)(vi)にいう特許性に関する国際予備報告を根拠として付与されていた場合は、何れかの時点で犯されたと申し立てられている侵害。ただし、侵害したと申し立てられているクレーム(当該特許明細書中のもの)が、当該報告が交付された時点において、当該特許出願中の明細書中のクレームであって、

(i) 審査され、かつ

(ii) 当該報告で引用されているもの、
の何れにも関係していない場合に限る。

(c) 当該特許が、第 29 条(2)(c)(ii)にいう対応する出願に関する所定の情報又は第 29 条(2)(d)(ii)にいう対応する国際出願に関する所定の情報を根拠として付与されていた場合は、何れかの時点で犯されたと申し立てられている侵害。ただし、侵害されたと申し立てられているクレーム(当該特許明細書中のもの)が、

(i) 当該対応する出願又は場合により対応する国際出願に関する所定の情報に記載されているクレームであって、

(ii) 新規性、進歩性(非自明性)及び産業上の利用性(有用性)の規準を満たすと認められるか否かを決定するために審査されたもの、
の何れにも関係していない場合に限る。

(4) 本法の何れかの規定に基づいて特許明細書の訂正が認められている場合は、裁判所又は登録官は、当該訂正を認める決定前に犯された当該特許侵害に関する手続において、損害賠償を裁定し、利益の返還を命じ又は他の何れかの救済(裁判所での手続の場合は、差止命令を含む)を認めてはならない。ただし、裁判所又は登録官が公告された当該特許明細書は公正でかつ適切な技術と知識をもって作成されたと認めた場合は、この限りでない。

第 70 条 一部有効な特許の侵害に関する救済

(1) 特許の有効性が当該特許の侵害手続の争点とされ、かつ、当該特許は一部のみ有効と認められた場合は、裁判所又は登録官は、(2)に従うことを条件として、有効であり、かつ、侵

害されたと認められる、当該特許のその部分に関して、救済を認めることができる。

(2) 侵害手続において、特許が一部のみ有効と認められた場合は、裁判所又は登録官は、原告が当該特許明細書は公正でかつ適切な技術と知識をもって作成されたことを立証しない限り、損害賠償、費用又は経費に基づく救済を認めないが、原告がそれを立証した場合は、裁判所又は登録官は、費用又は経費及び損害賠償の起算日について裁判所又は登録官の裁量に従うことを条件として、当該特許の有効でかつ侵害された部分に関して救済を認めることができる。

(3) 本条に基づく救済の条件として、裁判所又は登録官は、当該特許明細書について、裁判所又は登録官が満足するように訂正するべき旨を、その趣旨の第83条に基づく申請により指示することができ、かつ、当該申請は、当該手続における他のすべての争点が決定しているか否かを問わず、相応に行うことができる。

第71条 優先日前に開始した使用を継続する権利

(1) ある発明について特許が付与される場合に、シンガポールにおいて当該発明の優先日より前に、

(a) 当該特許が有効であれば、同特許の侵害を構成する筈の行為を善意で行う者、又は

(b) 善意で当該行為の実際上のかつ真摯な準備を行う者は、

当該特許の付与にも拘らず、当該行為を継続して行うか又は場合により当該行為を行う権利を有する。

(2) (1)により付与される権利は、他人に当該行為のライセンスを付与することには及ばない。

(3) 業として当該行為がなされたか又は当該準備が行われた場合は、(1)に基づいて付与された権原を有する者は、

(a) 当該行為をなすことを、その者の現にその事業を営むパートナーに委任することができ、かつ

(b) その権利を、当該事業の当該行為がなされたか若しくは準備された部分を取得する者に譲渡するか、又は死亡時(若しくは法人の場合その解散時)に移転することができる。

(4) 製品が(1)又は(3)により付与される権利の行使により他人に処分される場合は、当該他人及びその者を通じて主張する者は、当該製品を当該特許の登録された所有者が処分するものとして取り扱うことができる。

第72条 特許の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所又は登録官への手続において、特許の有効性が何らかの範囲で争われ、かつ、裁判所又は登録官が当該特許の全体又は一部を有効と認めた場合は、裁判所又は登録官は、当該認定と当該特許の有効性がそのように争われた事実とを証明することができる。

(2) 本条に基づいて証明書が与えられた場合は、それ以後の当該特許の侵害又は当該特許の取消に関する裁判所又は登録官への手続において、それより先の手続で認められた当該特許の有効性に依拠した当事者に有利な最終命令又は判決が下されたときは、当該当事者は、裁判所又は登録官が別段の指示をしない限り、以後の手続における上訴の費用又は経費は別として、事務弁護士と依頼人との間の自己の費用又は経費を得る権原がある。

第 73 条 共同所有者による侵害手続

(1) 2 以上の共同所有者がいる特許について第 66 条を適用する際に、当該所有者というときは、次の者を指すと解釈する。

(a) 何れかの行為に関して、第 46 条又は同条にいう合意により、侵害となることなく当該行為をなす権原がある所有者、及び

(b) 何れかの同意に関して、第 46 条又は同条にいう合意により、必要な同意を与える上での適格者である所有者

(2) 特許の 2 以上の共同所有者の 1 は、他の全共同所有者の同意を得ることなく特許を侵害するとされる行為に関して手続を提起することができるが、他の全共同所有者を手続の当事者とするのでない限り、手続を提起してはならない。ただし、他の共同所有者の何れも、自己が被告とされた場合は、出頭して手続に参加しない限り、費用又は経費について支払義務を負わない。

第 74 条 排他的ライセンシーによる侵害手続

(1) 特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、当該ライセンスの日後になされた当該特許の侵害に関しては、特許の所有者と同じく手続を提起する権利を有し、かつ、本法において侵害に関していう特許の所有者は、相応に解釈する。

(2) 当該手続において損害賠償を認めるか又は何らかの救済を認める際には、裁判所又は登録官は、当該排他的ライセンシーとして当該侵害の結果被るか又は被る虞が大きい損失又は場合により当該侵害から生じた利益について、それが当該排他的ライセンシーとしての権利の侵害を構成する限り、考慮する。

(3) 排他的ライセンシーが本条により提起する手続において、当該特許の所有者は、当該手続の当事者になる必要はなく、被告となったときは、出頭して当該手続に参加しない限り、費用又は経費について支払義務を負わない。

第 75 条 侵害手続に対する不登録の効果

第 43 条が適用される取引、証書又は事件によりある者が特許の所有者若しくは複数所有者の 1 又は排他的ライセンシーとなり、かつ、当該特許がその後に侵害された場合は、裁判所又は登録官は、その者に対して、当該取引、証書又は事件が登録される前に生じた当該後の侵害に関して、損害賠償を裁定してはならず、又は利益の返還を受けられる旨を命じてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該取引、証書若しくは事件が、その日から開始する 6 月の期間内に登録された場合、又は

(b) 裁判所若しくは登録官が当該取引、証書若しくは事件を前記期間の満了前に登録することは実効不能であったこと、かつ、その後遅滞なく登録されたことを認める場合

第 76 条 出願公開により付与される権利の侵害

(1) 発明に関する特許出願が公開された場合は、本条に従うことを条件として、当該公開から特許付与まで、当該出願人は、特許が当該出願の公開日に付与されたとした場合に当該特許の侵害となる筈の行為に関して損害賠償を求める手続を裁判所又は登録官に提起することについて同人が有した筈のものと同じの権利を有する。

(2) 第 66 条から第 69 条まで及び第 73 条から第 75 条までにおいて、特許というときはその出願を、及び特許の所有者というときはその出願人を含めていうものと解釈し、かつ、効力を有する、付与された、有効な又は存続中の特許は、相応に解釈する。

(3) 当該出願人は、次の場合に限り、何れかの行為に関して本条による手続を提起することができる。

(a) 当該特許が付与された後で、かつ

(b) 当該特許が当該出願の公開日に付与されたとしたときに、当該行為が、当該特許のみでなく、登録局がその公開の準備を終える直前に当該出願に含まれていた態様のクレーム(説明及び説明又はクレームにおいて言及された図面に基づいて解釈されたとおりのもの)もまた侵害したことになる場合

(4) 第 69 条(3)及び(4)は、本条により付与される権利の侵害には適用されないが、裁判所又は登録官は、その侵害について損害賠償の額を考慮する際には、第 27 条に基づいて公開された状態の当該出願を考慮して、これらの権利を侵害すると認められる行為と同じ種類の行為からの保護を与えている特許が当該特許の所有者に付与されると考えて適切であったか否かを考慮しなければならず、かつ、裁判所又は登録官は、それが適切でなかったと認定する場合は、損害賠償の額を裁判所又は登録官が公正と考える額に減額する。

第 77 条 根拠のない侵害手続の脅迫に対する救済

(1) ある者(特許の所有者又は特許に関して権利を有する者であるか否かを問わない)が別の者を回状、宣伝等により特許侵害手続をもって脅迫する場合は、当該脅迫による被害者(当該脅迫を受けている者であるか否かを問わない)は、(4)に従うことを条件として、当該脅迫を行っている者を相手とする手続を裁判所に提起し、(3)にいう救済を請求することができる。

(2) 当該手続において、原告は、当該脅迫がそのように行われたことを立証し、かつ、自己がその被害者であることを裁判所に認めさせた場合は、請求した救済を受けることができる。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 手続を提起するとの脅迫の対象とされた行為が特許の侵害を構成することを当該被告が立証する場合、及び

(b) 侵害されていると申し立てられている特許が関連性のある点において無効であることを当該原告が立証しない場合

(3) 前記の救済は次のとおりである。

(a) 当該脅迫には正当性がない旨の確認判決

(b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、及び

(c) 当該原告が当該脅迫により被った損害に関する損害賠償

(4) ある製品を処分のために作る若しくは輸入すること又はある方法を使用することが侵害を構成するとして手続を提起する旨の脅迫については、本条に基づいて手続を提起することができない。

(5) 単に特許の存在を通知することは、本条の意味での手続の脅迫を構成しないことをここに宣言する。

(6) 本条の如何なる規定も、弁護士又はその他の者がその職務上の資格において依頼者に代わってなした行為に関して本条に基づいて訴訟を提起される責任を負わせるものではない。

第78条 不侵害の宣言

(1) ある行為又はある計画された行為が特許の侵害を構成しない旨の宣言については、本条とは別の確認判決を行う裁判所の管轄権を害することなく、裁判所又は登録官は、当該行為をなしているか又は計画している者と当該特許の所有者との間の手続において、当該所有者が反対の主張をしていないにも拘らず、次のことが立証される場合に限り、これを行うことができる。

(a) その者が当該所有者に当該宣言請求の趣旨を書面により確認するよう書面で申し込み、かつ、当該所有者に問題の行為の詳細をすべて書面により提供したこと、及び

(b) 当該所有者が当該確認を拒絶したか又は確認しなかったこと

(2) 登録官が本条に基づいて行う宣言は、裁判所の確認判決と同じ効果を有する。

第 XIV 部 特許の取消及び有効性に関する手続

第 79 条 2004 年法律第 19 条により廃止

第 80 条 申請に基づいて特許を取り消す権限

(1) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、申請に基づいて、命令を発して発明に関する特許を次の何れかの理由(ただし、これに限る)により取り消すことができる。

- (a) 当該発明が特許性のある発明でないこと
 - (b) 当該特許が当該特許の付与を受ける権原のない者に付与されたこと
 - (c) 当該特許明細書が、当該技術分野の熟練した者が実施することができるように当該発明を明確かつ完全に開示していないこと
 - (d) 当該特許明細書に開示された事項が次の何れかにおいて開示された事項を超えること
 - (i) 出願時での特許出願
 - (ii) 当該特許が特許法(Cap. 221, 1995 Ed.)第 20 条(3)、第 47 条(4)若しくは第 116 条(6)に基づいて又は第 26 条(11)に従って出願された新規の出願に基づいて付与された場合は、次の何れかの出願時でのものであって、出願日及び優先権の基礎となっているもの
 - (A) 本法に基づいて行われた先の出願
 - (B) 1977 年英国特許法に基づいて行われた出願
 - (C) 欧州特許庁において提出された英国を指定する欧州特許条約に基づく出願で、場合によって出願により出願日及び優先権が得られた出願
 - (e) 次の何れかの明細書に、認められるべきでなかった補正又は訂正が行われたこと
 - (i) 当該特許
 - (ii) 当該特許出願
 - (f) 当該特許が次の何れかにより取得されたこと
 - (i) 不正な方法
 - (ii) 不実表示
 - (iii) 所定の重要な情報の不開示又は不正確な開示。当該情報を提供する義務を負う者が当該情報又はその不正確性を知っていたか又は合理的に知っているべきであったか否かを問わない。
 - (g) 当該特許が、同一の優先日を有し、同一の者又はその権原承継人により出願された、同一の発明に関する 2 以上の特許の 1 であること
- (2) 特許を(1)(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する理由の何れかにより取り消す命令を求める申請に基づいて、登録官は、(3)に従うことを条件として、当該特許がそれらの理由の何れかにより取り消されるべきか否かを決定するために当該特許を審査官に再審査させ、かつ、当該申請人に所定の再審査手数料の納付を要求することができる。
- (3) 登録官は、登録官が指定する当該手続の費用又は経費の担保を当該特許取消の申請人が所定の期間内に提供しない場合は、特許について(2)に基づく再審査をさせないものとし、その場合は、当該取消申請は、放棄されたものとして取り扱われる。
- (4) (1)(b)にいう理由に基づく特許の取消申請については、
- (a) 確認判決を求める訴訟において裁判所により、又は第 47 条に基づく付託に基づいて裁判所若しくは登録官により、当該特許を付与される権原があるか又は取消が求められた特許の

明細書に含まれた事項の一部について特許を付与される権原があると認定された者に限り、これを行うことができ、かつ

(b) 取消を求められた特許の付与の日を開始する2年の期間の終了後に当該訴訟が開始されたか又は当該付託が行われた場合は、当該特許の所有者として登録された者が、当該特許の同人への付与時又は移転時に、自己には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが立証されない限り、これを行うことができない。

(5) 本条に基づく命令は、

(a) 当該特許について無条件に取り消す命令とすることができる。又は

(b) (1)にいう理由の1が立証されたが、当該特許を限定された範囲で無効にするに止まる場合は、指定された期間内に明細書が第83条に基づいて登録官が満足するように訂正されない限り、特許を取り消す旨の命令とすることができる。

(6) 登録官の決定又は登録官の決定についての上訴に関する決定は、特許の侵害が争われている民事手続の当事者が(1)にいう理由に基づいて当該特許の無効を主張することを、関係する争点の何れかが当該決定において決定されているか否かを問わず、禁じることはない。

(7) 本条により特許を取り消す命令は、当該特許の付与の日から効力を有する。

(8) 特許取消申請人が自己の申請を中止するか又は取り下げる場合は、当該申請人は、登録官が決定する当該手続の費用又は経費を支払わなければならない。

(9) 特許を取り消す命令の申請書は、

(a) 所定の様式により作成し、かつ、所定の方法で登録局に提出しなければならない、また

(b) 所定の手数料を添えなければならない。

(10) 第92条は、特許を本条に基づいて再審査させる登録官の決定に関しては適用されない。

第81条 特許を取り消す登録官の権限

登録官は、特許を付与された発明が第14条(3)のみにより技術水準の一部を形成していたと認める場合は、職権により命令を発して当該特許を取り消すことができるが、当該特許の所有者に、意見書を提出し、かつ、当該特許明細書を訂正して前記のように技術水準の一部を形成した事項を第84条に違反することなく除去する機会を与えずに取り消してはならない。

第82条 特許の有効性を争点とすることができる手続

(1) 本条に従うことを条件として、特許の有効性は、

(a) 第67条に基づく特許侵害手続若しくは出願の公開により付与される権利の侵害に関する第76条に基づく手続における抗弁により、

(b) 第77条に基づく手続において、

(c) 特許に関する宣言を第78条に基づいて求める手続において、

(d) 特許の取消を求める第80条に基づく登録官に提起する手続において、又は

(e) 第56条若しくは第58条に基づく手続において、

争点とすることができる。

(2) 特許の有効性は、他の如何なる手続においても争点とすることはできず、かつ、特に、特許の有効性又は無効性に関する宣言のみを求める手続は、(本法に基づくものか又はその他に基づくものかを問わず)提起することができない。

(3) 特許の有効性を(第80条に基づく取消手続においてであるか否かを問わず)争点とする

ことができる理由は、同条に基づいて特許を取り消すことができる理由のみである。

(4) (1)にいう如何なる手続においても、第 80 条(1) (b)にいう理由に基づいて何人かが争点とする特許の有効性については、次の場合でない限り、決定してはならない。

(a) その者により開始された権原の有無を問う手続又は当該特許の有効性が争点である手続において、当該特許は他の者ではなくその者に付与されるべきであった旨が決定されている場合、及び

(b) 権原の有無を問う手続においてそのように決定された場合を除き、当該特許の有効性が争点である手続が当該特許の付与の日に開始する 2 年の期間の終了前に開始されるか、又は当該特許の所有者として登録された者が当該特許の自己に対する付与若しくは移転の時点において自己には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが立証される場合

(5) 特許の有効性が抗弁又は反訴により争点とされる場合において、裁判所又は登録官は、そうすることが適切であると考えるときは、被告に(4) (a)の条件を満たす機会を与える。

(6) (4)において、「権原の有無を問う手続」とは、特許に関しては、当該特許がこれを受け取る権原のない者に付与されたことを理由とする第 47 条(1)に基づく付託又は当該特許がそのように付与された旨の宣言を求める手続をいう。

(7) 特許に関する手続が(1)にいう本法の何れかの規定に基づいて裁判所に係属中である場合は、その特許に関して、第 67 条(3)、第 76 条、第 78 条又は第 80 条に基づく如何なる手続も、裁判所の許可なく登録官に提起することができない。

(8) 本法の適用上、特許の有効性は、単に登録官が当該特許を第 81 条に基づいて取り消すべきか否かを決定するためにその有効性を考慮中であるとの理由のみにより争点とされることはないことをここに宣言する。

第 XV 部 特許及び出願の補正

第 83 条 侵害又は取消手続における特許の訂正

(1) 特許の有効性を争点として裁判所又は登録官の下で行う手続において、裁判所又は場合により登録官は、第 84 条に従うことを条件として、かつ、訂正案の公告及び費用、経費その他について裁判所又は登録官が適切と考える条件に従うことを前提として、裁判所又は登録官が適切と考える方法で、当該特許明細書を訂正することを当該特許の所有者に許可することができる。

(2) 本条に基づいて特許の所有者が提案する補正に対しては、裁判所又は登録官に異議を申し立てることができ、その申立がなされる場合は、裁判所又は登録官は、当該所有者に通知し、かつ、当該訂正又は何らかの訂正を許可するか否かを決定する際に、当該異議を考慮する。

(3) 本条に基づく特許明細書の訂正は、当該特許の付与から効力を有し、かつ、当該特許の付与から常に効力を有したものとみなす。

(4) 本条に基づく命令を求める申請が裁判所になされる場合は、当該申請人は、登録官に通知しなければならない。登録官は、出廷して聴聞を受けることができ、また、裁判所により出廷するべき旨を指示された場合は、そうしなければならない。

第 84 条 出願及び特許の補正に追加の事項を含めないこと

(1) 特許出願が、

(a) 先の出願において、又は既に付与された特許の明細書において開示された事項に関して出願されたものであり、かつ、

(b) 本法に基づいて出願された先の出願又は 1977 年連合王国特許法に基づいて出願された出願若しくは連合王国が指定されて欧州特許条約に基づいて欧州特許庁に出願されて、出願日及び優先権の基礎とすることが求められる出願であって、出願時でのものにおいて、又は出願時での当該特許出願において開示された事項を超える追加の事項が開示されるものであるときは、

第 20 条(3)若しくは第 47 条(4)若しくは特許法(Cap. 221, 1995 Ed.)第 116 条(6)に基づいて、又は第 26 条(11)にいうように、出願することはできるが、補正により当該追加事項を除去しない限り、手続を進めることは認められない。

(1A) 特許出願に関して、

(a) 当該出願を開始するために登録局に提出された書類が、

(i) 当該出願の中で又は当該出願と関連して行われた第 17 条(2)に基づく宣言において指定された先の関係出願への言及、及び

(ii) 第 26 条(1)(c)(ii)(C)にいう陳述、
を含み、かつ

(b) 第 26 条(7)(b)に基づいて提出された説明が追加の事項、すなわち、先の関係出願中で開示されている事項を超える事項を開示している場合は、

当該出願は、補正により当該追加の事項が除去されない限り、手続を進めることは認められない。

(2) 特許出願の第 31 条に基づく如何なる補正も、その結果、当該出願が出願時での特許出願

において開示された事項を超える事項を開示するに至る場合は、認められない。

(3) 特許明細書の第 38 条(1)、第 81 条又は第 83 条に基づく如何なる補正も、次の場合は、認められない。

その補正の結果、

(a) 当該明細書において何らかの追加事項が開示されるに至る場合、又は

(b) 当該特許により与えられる保護が拡張される場合

(4) (1A)において、「関係出願」は、第 17 条(5)におけるものと同じ意味を有する。

第 XVI 部 国際特許出願

第 85 条 国際特許出願の効果

- (1) 特許協力条約に基づいて出願日を与えられた国際特許出願(シンガポール)は、第 86 条及び第 87 条に従うことを条件として、本法の適用上、本法に基づく特許出願として取り扱う。
- (2) 当該出願又は当該出願におけるシンガポールの指定が、特許協力条約に基づいて取り下げられるか又は((3)にいう場合を除き)取下とみなされる場合は、当該出願は、本法に基づいて取り下げられるものとして取り扱う。
- (3) 出願は、当該出願又は当該出願におけるシンガポールの指定が特許協力条約に基づいて取下とみなされても、その原因が次の場合は、本法に基づいて取り下げられるものとして取り扱わない。
 - (a) 同条約に基づく機能を有する組織における誤記又は脱落による場合
 - (b) 当該出願人が管理することができない事情により、当該出願の謄本の国際事務局による受領が、当該条約に基づいてその目的で限定された期間の満了前になされなかったことによる場合、又は
 - (c) 所定の他の事情による場合
- (4) シンガポールを指定する国際特許出願が特許協力条約に基づく出願日を拒絶され、かつ、登録官が当該拒絶は同条約に基づく機能を有する組織における誤記又は脱落により生じたことと決定した場合は、登録官は、当該出願を、登録官が指示する出願日を有する本法に基づく出願として取り扱うべき旨を指示することができる。
- (5) 登録局は、シンガポールの国民又はシンガポールの居住者が出願する国際出願に関して、特許協力条約第 2 条に基づく受理官庁としての役割を果たす。
- (6) 特許協力条約に基づいて国際出願を行う者は、同条約に規定する手数料に加えて、所定の送付手数料を登録局に納付しなければならない。

第 86 条 出願の国際段階及び国内段階

- (1) 国際特許出願(シンガポール)の国際段階における当該出願については、公開、調査、審査及び補正に関して、本法の規定でなく、特許協力条約の規定を適用する。
- (2) 出願の国際段階とは、特許協力条約に従った出願から出願の国内段階が開始するまでの期間をいう。
- (3) 出願の国内段階は、次の時の何れかに開始する。
 - (a) 所定の期間の満了時。ただし、
 - (i) 出願が英語以外の言語により特許協力条約に従って公開され、かつ、出願が英語によるものでない場合は、出願人が出願の英語翻訳文を登録局に提出したこと、及び
 - (ii) 所定の手数料を納付したこと、を条件とする。
 - (b) 出願人が、登録官に対して出願の国内段階の手続を早期に進めるよう明確に請求し、所定の手数料を納付し、かつ、次の項のうち該当する何れかを満たした時
 - (i) 当該請求の時点で出願が特許協力条約に従って公開されていない場合に、登録局に次のものを提出すること
- (A) 当該出願の謄本、及び

- (B) 当該謄本が英語によるものでないときは、当該出願の英語翻訳文
- (ii) 当該請求の時点で当該出願が英語以外の言語により特許協力条約に従って公開されており、かつ、当該出願が英語によるものでない場合に、当該出願の英語翻訳文を登録局に提出すること
- (4) 2007年4月1日施行の2007年法律第2条により廃止
- (5) (3)(a)に言う条件が満たされることなく所定の期間が満了する場合は、出願は、取り下げられたと解する。
- (6) 出願が国際段階で特許協力条約に従って補正される場合において、当該補正は、次の何れかが該当するときは本法に基づいて行われたものとして取り扱われ、また、次の何れも該当しないときは無視される。
- (a) 所定の期間が満了した場合において、
- (i) 当該出願が英語によるものでなく、かつ
- (ii) 当該補正の謄本が同条約に従って登録局に送達されたときに当該謄本が英語以外の言語による場合に、
当該補正の英語翻訳文が登録局に提出されていること、又は
- (b) 出願人が登録官に対して出願の国内段階の手続を早期に進めるよう明確に請求した場合において、登録局に次のものが提出されること
- (i) 当該補正の謄本が同条約に従って登録局に送達されていないときは、当該補正の謄本、及び
- (ii) 当該補正の英語翻訳文。ただし、次のことが該当するときに限る。
- (A) 当該補正が英語によるものでなく、かつ
- (B) 当該補正の謄本が同条約に従って登録局に送達されている場合に、当該謄本が英語以外の言語によるものであること
- (7) 登録官は、所定の手数料の納付があり次第、(3)又は(6)に基づいて登録局に提出された翻訳文を公開しなければならない。

第 87 条 国際出願に関する規定の調整

- (1) 国際特許出願(シンガポール)に特許協力条約に基づいて出願日が付与される場合において、
- (a) その日又は当該出願の日付が同条約に基づいて後の日に改められるときは当該後の日を、当該出願の本法に基づく出願日として取り扱い、
- (b) 同条約に基づいて行われる優先権の宣言を、第 17 条(2)に基づいて行われるものとして取り扱い、かつ、同条約に従って延長日が認められるときは第 17 条(2A)(a)にいう 12 月を、相応に変更されたものとして取り扱い、また
- (c) 同条約に基づく発明者名の陳述を、第 24 条(2)に基づいて提出される陳述として取り扱う。
- (2) 本法に基づいて公開されていない当該出願が特許協力条約に従って公開される場合において、当該出願は、(3)にいう以外の目的で、その国内段階が開始するとき又はそれより後に同条約に従って公開されるときに、第 27 条に基づいて公開されたものとして取り扱う。
- (3) 第 56 条及び第 76 条の適用上、本法に基づいて公開されていない当該出願は、次のときに第 27 条に基づいて公開されたものとして取り扱う。

- (a) 当該出願が特許協力条約に従って英語で公開される場合は、そのように公開されたとき、及び
- (b) 英語以外の言語によりそのように公開される場合は、
 - (i) 当該出願の英語翻訳文が第 86 条(7)に従って公開されたとき、又は
 - (ii) 当該出願の明細書の英語翻訳文が当該出願人により政府省庁又は場合により侵害行為を犯す者に送達されたとき
- (4) (3)(b)(ii)にいう英語翻訳文の政府省庁又は他の者への送達とは、郵送又は配達による当該省庁又は当該他の者への送付を指す。
- (5) 当該出願の国際段階の間は、第 20 条(本法に基づく出願に関する権原の問題についての決定)は適用されないが、当該国際段階の終了後は、同条を適用する。

第 88 条 特許協力条約及びその文書の証拠能力

- (1) 特許協力条約及び同条約に基づいて刊行される官報、告示又は公報について、裁判所による確知を行う。
- (2) (1)にいう書類は、これにより伝達される同条約に基づく機能を有する組織の文書又は他の決定の証拠として認める。
- (3) 何れかの組織により特許協力条約に基づいて発行された文書又は何れかの組織により保管された若しくは判読することができない形式で保管された情報を判読できる形式で再現した何らかの書類若しくはそのような書類からの記載若しくは抜粋は、如何なる法的手続においても、当該組織の職員により真正の写しとして認証された写しを提出することにより、証拠とすることができる。
- (4) (3)にいう写しである書類は、当該証明書に署名する者の公的地位又は筆跡の証明なしに証拠として受け入れる。
- (5) (3)にいう文書は、また、如何なる法的手続においても、
 - (a) 政府印刷局により印刷されたとする写しを提出すること、
 - (b) 当該文書が政府省庁により保管されている場合は、当該省庁に代わりそのように認証することを通常又は特別に委任された省庁の職員により真正の写しであると認証されたものを提出すること、によっても証拠とすることができる。
- (6) 政府の省庁により保管されている文書の(5)(b)にいう写しであるとされる書類は、当該証明書に署名する者の公的地位若しくは筆跡又はそのように証明する権原の証明又は当該省庁により保管されている書類であることの証明なしに証拠として受け入れる。
- (7) 本条において、「法的手続」とは、登録官の下での手続を含む。

第 XVII 部 法的手続

第 89 条 裁判所又は登録官の下での手続

(1) 本法に基づく特許及び他の事項に関する裁判所の下での手続は、1 の裁判官が取り扱い、同裁判官が適切と考える場合は(2)に基づいて任命される委員会から同裁判官が選任する 1 又は 2 以上の専門委員と共に、取り扱う。

(2) 本法に基づく規則には、本法に基づく手続において裁判所及び登録官を補佐するための専門委員会を任命し、専門委員の職務を規制し、かつ、当該専門委員に報酬を与える規定を設けることができる。

第 90 条 登録官の決定に対する上訴

(1) 次の各決定を除き、本法又は規則に基づく登録官の決定に対して裁判所に上訴を提起することができる。

(a) 第 25 条(7)に該当する決定

(b) 明細書から何らかの事項を除外するべき旨の第 27 条(3)に基づく決定

(c) 第 33 条(1)又は(2)に基づいて指示を与えるべき旨の決定

(d) 規則に基づく決定であって、その規則により、上訴の権利が適用されないもの

(2) 本法に基づく上訴を審理する目的で、法廷は、首席裁判官により又は同人の代理により与えられる指示に従って、当該裁判所の 1 又は 2 以上の裁判官により構成することができる。

(3) 本法又は規則に基づく登録官の決定に対する上訴に関する裁判所の決定に対する控訴は、

(a) 登録官の決定が第 20 条、第 38 条、第 47 条、第 67 条、第 80 条、第 81 条又は第 83 条に基づいてなされた場合を除き、又は

(b) 控訴の理由として裁判所の決定は法律上の誤りがあるとする場合を除き、控訴院に提起することができないが、控訴の許可を裁判所又は控訴院が与えた場合に限り、本条に基づいて控訴院に提起することができる。

第 91 条 裁判所の一般的権限

(1) 裁判所は、本法に基づく第 1 審管轄権又は上訴管轄権の行使上の問題について決定する目的で、登録官が当該問題について決定するために発するか又は行使することができた筈の命令を発するか又は他の権限を行使することができる。

(2) 本法に基づく裁判所の下でのすべての手続において、登録官の費用は、裁判所の裁量に委ねられるが、登録官は、相手方当事者の費用を支払うよう命じられることはない。

第 92 条 登録官の裁量権の行使

如何なる法規も害することなく、登録官は、登録官の下での手続に係わる当事者に対して、本法又は規則により登録官に与えられた裁量権を当該当事者に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を与える。

第 93 条 特許手続において聴聞を受ける権利

(1) 本法又はシンガポールが締約国である条約に基づく登録官の下での手続の当事者は、登録官の面前に自ら出頭するか又は弁護士若しくは登録された特許代理人に代理させることが

できる。

(2) 政府は、本法又はシンガポールが締約国である条約に基づく登録官の下での手続において、法務官に代理させることができる。

(3) 弁護士の出廷する権利を害することなく、実務に携わっていない弁護士は、弁護士法(Cap. 161)の如何なる規定にも拘らず、登録官の決定に対する本法に基づく裁判所への上訴の当事者に代わって出廷し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。

第 94 条 特許手続に関して弁護士と交信する特権の拡張

(1) シンガポールの裁判所において係属中の又は予期される手続のために弁護士若しくは代理をする者を行う交信に関して、又は弁護士若しくは代理をする者に提示するために取得されるか若しくは提供される情報に関して、法的手続における開示から免れる特権を与える法規は、本法に基づいて登録官の下で係属中の又は予期される手続のためにそのように行われる交信にも及ぶことをここに宣言する。

(2) 本条において、「法的手続」とは、登録官に提起する手続を含み、かつ、「法的手続」及び「係属中の又は予期される手続」というときは、特許出願及び国際特許出願を含めていう。

第 95 条 特許代理人等と交信する特権

(1) 特許に関する何らかの事項に関する交信であって、

(a) ある者と以下の何れかの者との交信:

(i) 登録特許代理人又は登録外国特許代理人

(ii) 第 XIX 部に基づいて特許代理人事務所又は外国特許代理人と称することができるパートナーシップ

(iii) 第 XIX 部に基づいて特許代理人又は外国特許代理人と称することができる法人、又は

(b) ある者が自己の特許代理人又は外国特許代理人に指示する目的で求めている情報を入手するためか、若しくはその情報の請求に応じて行うものは、

ある者とその事務弁護士との間の交信又は場合によりある者が自己の事務弁護士に指示する目的で求めている情報を入手するためか若しくはその情報の請求に応じて行う交信と同様に、シンガポールにおける法的手続における開示から免れる特権を与えられる。

(2) 本条において、

「法的手続」とは、登録官の下での手続を含む。

「特許」とは、シンガポール以外の国若しくは管轄において付与された発明の特許若しくはその他の保護を含む。

第 96 条 登録官の下での手続における費用及び経費

(1) 登録官は、本法に基づく自己の下での手続において、命令を発して何れかの当事者に自己が適正と考える費用を裁定し、その費用を如何にして、かつ、何れの当事者が支払うべきかを指示することができる。

(2) 本条に基づいて裁定される費用は、地方裁判所又は治安判事裁判所がその旨を命じる場合は、当該裁判所から発せられる強制執行令状により、又は同裁判所の命令に基づいて支払われるべきものとして回収される。

(3) 次の者がシンガポールに居住せずまた事業も営まない場合は、登録官は、同人に当該手

続の費用又は経費についての保証金を要求することができ、かつ、その保証金がない場合は、当該付託、申請又は申立は、放棄されたものとして取り扱うことができる。

- (a) 第 20 条若しくは第 47 条に基づいて登録官に付託を行う者
- (b) 登録官に特許の取消申請を行う者、又は
- (c) 第 38 条(4)、第 54 条(7)若しくは第 107 条(2)に基づいて登録官に異議申立を行う者

第 97 条 登録官の命令により付与されるライセンス

登録官の本法に基づくライセンス付与の命令は、他の強制の方法を害することなく、当該特許の所有者及び他のすべての必要な当事者により作成された捺印証書であって、当該命令に従ってライセンスを付与するものとしての効果を有する。

第 XVIII 部 違反行為

第 98 条 登録簿等の偽造

本法に基づいて保管される登録簿に虚偽の記入をするか若しくは記入をさせるか、若しくは当該登録簿の記入事項の謄本若しくは複製であると偽る書類を作成するか若しくは作成させるか、又は当該記入事項若しくは書類が偽りであることを知りながら、当該書類を証拠として提出するか若しくは差し出すか、若しくは提出させるか若しくは差し出させる者は、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば 5,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

第 99 条 不正な特許権主張

(1) 自己が対価を得て処分する何らかのものを特許製品であると偽って表示する者は、本条に従うことを条件として、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば 10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

(2) (1)の適用上、「特許」若しくは「特許された」の語又は特許製品であることを明示若しくは黙示する字句を押印、刻印若しくは銘記又は他の方法により印した物品を対価を得て処分する者は、当該物品が特許製品であることを表示していると解する。

(3) (1)は、当該表示が、問題の当該製品又は場合により方法に関する特許が満了し又は取り消された後で、かつ、当該表示が行われないこと又は引き続き行われないことを保証する措置を被告が講じることを可能にするのに合理的に十分な期間の満了前の製品に関して行われた場合は、適用されない。

(4) 本条に基づく違反行為についての手続において、被告が当該違反行為の実行を防止するために当然の注意をした旨を立証することは、抗弁として認める。

第 100 条 特許出願済みである旨の不正な主張

(1) 対価を得て処分する物品に関して特許出願済みである旨を表示する者は、次の場合は、本条に従うことを条件として、罪を犯すものであり、有罪と決定すれば 10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。

(a) 当該出願が行われていない場合、又は

(b) 当該出願が拒絶されているか、取り下げられているか若しくは放棄したものとして取り扱われている場合

(2) (1)(b)は、当該表示が、当該拒絶、取下又は放棄から開始する期間であって、当該表示が行われないこと又は引き続き行われないことを保証する措置を被告が講じることを可能にするのに合理的に十分なものの終了前に行われ又は引き続き行われた場合は、適用されない。

(3) (1)の適用上、「特許出願済み」若しくは「特許係属中」の語又は当該物品に関して特許出願済みであることを明示又は黙示する字句を押印、刻印若しくは銘記又は他の方法により印した物品を対価を得て処分する者は、当該物品に関して特許が出願されたことを表示していると解する。

(4) 本条に基づく違反行為についての手続においては、被告が当該違反行為の実行を防止するために当然の注意をした旨を立証することは、抗弁として認める。

第 101 条 「特許登録局」の呼称の不正使用

自己の営業地，当人が発行する書類又はその他に，「特許登録局」の語又は自己の事業所が特許登録局であるか若しくはこれと公的な関係がある旨を示唆する他の語を使用する者は，罪を犯すものであり，有罪と決定すれば 5,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し，又はそれらを併科する。

第 102 条 法人及びパートナーシップによる違反行為

(1) 法人により犯された本法に基づく違反行為が，当該法人の役員，管理職，秘書役若しくは同様の幹部又は当該法的資格があるとされる者の同意若しくは黙認があつて犯されたこと，又はこれらの者の懈怠に因ることが立証される場合は，その者及び当該法人は，当該違反行為を犯すものであり，手続を提起され，相応に処罰される。

(2) 法人の業務がその法人の構成員により管理される場合は，(1)は，管理機能に係わる構成員の行為及び懈怠に関しては，同人が当該法人の役員であるものとして適用される。

(3) パートナーシップが犯したとされる本法に基づく違反行為に関する手続は，当該パートナーではなく当該パートナーシップを相手方として提起する。ただし，(5)に基づくパートナーの責任を害するものではない。

(4) 当該手続において有罪と決定されたときに当該パートナーシップに課される罰金は，当該パートナーシップの財産から支払わなければならない。

(5) パートナーシップが本法に基づく違反行為を犯した場合は，当該違反行為を知らなかったか又はその実行を防止しようとしたことが立証されたパートナー以外は，何れのパートナーも当該違反行為を犯すものであり，手続を提起され，相応に処罰される。

第 103 条 犯罪の示談

(1) 登録官又は登録官により書面をもって委任された者は，自己の裁量で，本法に基づいて示談可能な犯罪として規定された違反行為について，当該犯罪をなした容疑を相応に有する者から 2,000 ドルを超えない金額を徴収することをもって示談にすることができる。

(2) 庁は，大臣の許可を得て，示談可能な犯罪を規定する規則を定めることができる。

(3) 当該金額の支払があつたときは，当該犯罪についてその者に対してそれ以上の手続はなされない。

(4) 本条に基づいて徴収された全金額は，庁の資金に払い込まれる。

第 XIX 部 特許代理人及び外国特許代理人

第 104 条 特許代理人及び外国特許代理人の登録

(1) 大臣は、個人を特許代理人又は外国特許代理人として登録するための規則を定めることができる。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則では次のことについて規定することができる。

(a) 特許代理人登録簿及び外国特許代理人登録簿の大臣が決定する者による管理

(b) 特許代理人又は外国特許代理人としての登録を求める申請の様式及び方法、登録のための資格その他の要件、登録のために納付すべき手数料並びに登録の条件

(c) 登録特許代理人に対する業務証明書の交付

(d) 特許代理人登録簿及び外国特許代理人登録簿中の誤記の訂正及び記入事項の更新

(e) 特許代理人又は外国特許代理人としての個人の登録に関する経過事項。また、当該経過事項に関する本法の適用を排除又は変更することもできる。

(3) 規則では、登録特許代理人、登録外国特許代理人の職業上の行為並びに登録特許代理人及び登録外国特許代理人その業務を規制するための規定を設けることができ、その目的で、次のことのすべて又は何れかに関して規定を設けることができる。

(a) 登録特許代理人及び登録外国特許代理人に対する苦情を申し立てること及び当該苦情に関して聴聞を行い、決定を下すこと

(b) 登録特許代理人及び登録外国特許代理人に対して罰金を課すること。譴責すること及び登録を停止し又は取り消すことを含む。

(c) 証人を召喚すること

(d) 誓約又は確約に基づく証言を聴取すること

(e) 証言を行う者に誓約又は確約をさせること

(f) 書類又は物品の提出を要求すること

(g) 取り消された登録を回復すること及び登録に課された停止措置を解除すること

(4) 当該規則は、当該規則に違反することを違反行為とする旨を規定することができ、かつ、5,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する旨を規定することができる。

第 105 条 特許代理人として行動することができる者等

(1) 有効な業務証明書を有する登録特許代理人又は弁護士でない限り、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動してはならない。

(2) パートナiershipは、少なくとも 1 のパートナーが有効な業務証明書を有する登録特許代理人又は弁護士でない限り、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動してはならない。

(3) 法人は、少なくとも 1 の役員が有効な営業証明書を有する登録特許代理人又は弁護士でない限り、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動してはならない。

(4) 本条及び第 105A 条の適用上、次の何れかをシンガポールにおいて利得のために、他人の代理として行う者又は行うことを引き受ける者は、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動するものと解される。

(a) 登録局又は他の何れかの場所において特許を出願し又は取得すること

- (b) 本法又は他国の特許法の適用上、明細書その他の書類を作成すること
- (c) 特許の有効性又は侵害について助言(学術的又は技術的性格の助言を除く)を与えること
- (5) 有効な業務証明書を有する登録特許代理人でない限り、次のことを行ってはならない。
 - (a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」の語を含む名称その他の表示の下で事業を営むこと、又は
 - (b) 業として他に「特許代理人」又は「特許弁護士」と称し、それと見せかけ、若しくは人に「特許代理人」と呼ばせ若しくはそれと見せかけさせること
- (6) パートナーシップは、少なくとも1のパートナーが有効な業務証明書を有する登録特許代理人でない限り、次のことを行ってはならない。
 - (a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」の語を含む名称その他の表示の下に事業を営むこと、又は
 - (b) 業として他に「特許代理人」又は「特許弁護士」の事務所と称し、それと見せかけ、若しくは人に「特許代理人」の事務所と呼ばせ若しくはそれと見せかけさせること
- (7) 法人は、少なくとも1の役員が有効な業務証明書を有する登録特許代理人でない限り、次のことを行ってはならない。
 - (a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」の語を含む名称その他の表示の下に事業を営むこと、又は
 - (b) 業として他に「特許代理人」又は「特許弁護士」と称し、それと見せかけ、若しくは人に「特許代理人」と呼ばせ若しくはそれと見せかけさせること
- (8) 本条に違反するものは罪を犯すものであり、有罪と決定すれば5,000ドル以下の罰金若しくは12月以下の拘禁に処し、又はそれらを併科する。
- (9) 個人、パートナーシップ又は法人について「特許代理人」又は「特許弁護士」の語を使用することが(5)、(6)又は(7)に違反する場合は、当該人若しくは当該人の事業若しくは事業所について資格があることを示すと解される虞がある如何なる表現を使用することも、同じくこれらの項に違反する。
- (10) 個人の使用者が特許代理人として又は外国特許代理人として事業を行うことも、業務を行うことも、行動することもない場合は、当該個人は、その使用者の従業者としての資格でその使用者のために行った又は行うことを引き受けた事項に関しては、(1)に違反することにはならない。
 - (10A) (a) ある個人の使用者が関連会社グループの構成員であり、
 - (b) 当該個人の使用者が特許代理人として又は外国特許代理人として事業を行うことも、業務を行うことも、行動することもなく、かつ
 - (c) 当該関連会社グループの他のすべての構成員が特許代理人として又は外国特許代理人として事業を行うことも、業務を行うことも、行動することもない場合は、当該個人は、当該個人がその使用者の従業者としての資格で当該関連会社グループの当該他の構成員のために行った又は行うことを引き受けた如何なる事項に関しても、(1)に違反することにはならない。
- (11) 法務官は、政府の代理として自己が行った又は行うことを引き受けた如何なる事項に関しても、(1)に違反することにはならない。
- (12) 関連会社グループの構成員である法人は、その法人が当該グループの他の構成員のために行った又は行うことを引き受けた如何なる事柄に関しても、(3)に違反することにはならない。

い。

(13) 本条は、弁護士が特許及び特許出願に関する手続に参加することを禁止するものと解釈してはならず、特に、第 93 条の弁護士への適用を損なうものではない。

(14) 特許又は特許出願に関する登録官の下での手続において使用するために書類(捺印証書を除く)を作成したとの理由のみによっては、法律専門職法(Cap. 161)第 33 条の下で違反行為が行われたことにはならない。

(15) 本条において、

「役員」とは、法人であって、その事務がその構成員により管理されているものに関しては、当該法人の構成員をいう、

「特許」とは、シンガポール以外の国若しくは管轄において付与された発明の特許若しくはその他の保護を含む。

「業務証明書」とは、

(a) 登録特許代理人に関しては、第 104 条に基づいて定められた規則に基づいて当人に交付された業務証明書、また

(b) 弁護士に関しては、法律専門職法(Cap. 61)第 25 条に基づいて当人に交付された業務証明書、

をいい、かつ

「関連会社グループ」とは、会社法(Cap. 50)の意味での 2 以上の会社であって、同法第 6 条に従って相互に関連するものから成るグループをいう。

第 105A 条 外国特許代理人

(1) 第 105 条の規定に拘らず、個人は、登録外国特許代理人の資格を有する限り、外国特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動することができる。

(2) 第 105 条の規定に拘らず、パートナーシップは、少なくとも 1 のパートナーが登録外国特許代理人である限り、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動することができる。

(3) 第 105 条の規定に拘らず、法人は、少なくとも 1 の役員が登録外国特許代理人である限り、特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動することができる。

(4) 第 105 条及び本条の適用上、次の何れかをシンガポールにおいて利得のために、他人の代理として行う者又は行うことを引き受ける者は、外国特許代理人として事業を営み、業務を行い又は行動するものと解される。

(a) 登録局以外の場所において特許を出願し又は取得すること

(b) 次の事の適用上、明細書その他の書類を作成すること

(i) シンガポール以外の国の特許法、又は

(ii) 出願日においてシンガポール以外の何れかの国を指定した国際特許出願(シンガポールを指定するか否かに拘らず)、又は

(c) シンガポール以外の如何なる国の特許法に基づく特許の有効性又は侵害について助言(学術的又は技術的性格の助言を除く)を与えること

(5) (1)～(4)に基づき認められている場合を除き、登録外国特許代理人は、

(a) 特許代理人として事業を営み、営業を行い又は行動してはならない、かつ

(b) 特許代理人として事業を営み、営業を行い又は行動すると称してはならない

(6) 第 105 条の如何なる条項にも拘らず、個人が登録外国特許代理人である場合、当該個人は、

(a) 「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」という言葉を含む如何なる名称又は他の表記に基づいて事業を行うことができ、かつ、

(b) 業として他に「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」と表記し、そのように振る舞い、若しくは人に「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」と呼ばせ若しくはそれと認めさせることができる。

(7) 第 105 条の如何なる条項にも拘らず、パートナーシップのうち少なくとも 1 のパートナーが登録外国特許代理人である場合、当該パートナーシップは、

(a) 「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」という言葉を含む如何なる名称又は他の表記に基づいて事業を行うことができ、かつ、

(b) 業として他に「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」の事務所として表記し、そのよう振る舞い、若しくは「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」の事務所と呼ばせ若しくはそのように認めさせることができる。

(8) 第 105 条の如何なる条項にも拘らず、法人の少なくとも 1 人の役員が登録外国特許代理人である場合、当該法人は、

(a) 「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」という言葉を含む如何なる名称又は他の表記に基づいて事業を行うことができ、及び

(b) 業として他に「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」として表記し、振る舞い、若しくはそのように呼ばせ若しくは認めさせることができる。

(9) 何人も(それぞれ(6), (7), (8)に記載される個人、パートナーシップ及び企業を除く)下記を行ってはならない。

(a) 「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」という言葉を含む如何なる名称又は他の表記に基づいて事業を行うこと

(b) 「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」と自らを表記し、振る舞い、若しくはそのように呼ばせ、又はそのように認めさせること

(10) (5)又は(9)に違反する者は罪を犯すものであり、5,000 ドルを超えない罰金か 12 か月を超えない拘禁か、又はこれを併科する。

(11) 個人、パートナーシップ又は法人に関して「外国特許代理人」又は「外国特許弁理士」という語を使用することが(9)に違反する場合は、当該人若しくは当該人の事業若しくは事業所について資格があることを示すと解される虞がある如何なる表現を使用することも、同じくこれらの項に違反する。

(12) 本条において、

「役員」とは、法人であって、その事務がその構成員により管理されているものに関しては、当該法人の構成員をいう、

「特許」とは、シンガポール以外の国若しくは管轄において付与された発明の特許若しくはその他の保護を含む。

第 XX 部 雑則及び総則

第 106 条 庁、その職員及び審査官の免責

庁、登録局の職員及び審査官は、

- (a) 本法又はシンガポールが締約国である条約に基づいて付与された特許の有効性を保証するものではない。
- (b) 本法又は当該条約により要求若しくは委任される審査若しくは調査又は当該審査若しくは調査があったためにされる報告若しくは手続を理由とするか又はこれに関連する責任は、何ら負わない。また
- (c) 第 XIX 部により維持される特許代理人登録簿又は外国特許代理人登録簿における不正確な記入を理由とする責任は、何ら負わない。

第 107 条 特許及び出願における誤記の訂正

- (1) 登録官は、規則の規定に従うことを条件として、特許若しくは特許出願の明細書又は特許若しくは特許出願との関連で提出された書類における翻訳若しくは転写の誤り、誤記又は錯誤を訂正することができる。
- (2) 登録官が当該誤記又は錯誤の訂正を請求された場合は、何人も規則に従って当該請求に対する異議を登録官に申し立てることができ、かつ、登録官は、当該事項について決定する。

第 108 条 特許出願及び特許に関する情報並びに書類の閲覧

- (1) 第 27 条に従う特許出願の公開後に、登録官は、所定の方法による登録官への請求及び(もしあれば)所定の手数料の納付により、所定の制限に従うことを条件として、当該出願又は当該出願を遂行して付与された特許に関する情報を当該請求において指定されたような内容で、当該請求人に与え、かつ、当該書類の閲覧を許可する。
- (2) 本条に従うことを条件として、特許出願がそのように公開されるまでは、当該出願を構成するか又はこれに関する書類又は情報は、当該出願人の同意なしには、登録官が公表し又は何人かに通報してはならない。
- (3) (2)は、
 - (a) 登録官が未公開の特許出願に関する書誌情報を公表し又は他の者に通報することを妨げるものではなく、また、
 - (b) 大臣が第 33 条(5)に基づいて特許出願又は関連書類を閲覧し又は閲覧を委任することを妨げるものではない。
- (4) ある者が、通知であって、特許出願がされたが第 27 条に従う公開はいまだされていない旨及びその者が当該通知において指定されたことを当該出願の公開後に行ったときは、その出願人は、特許が付与されたならば、その者を相手とする訴訟を提起する旨のものを通知されている場合は、その者は、当該出願が公開されていないにも拘らず、(1)に基づく請求を行うことができ、かつ、同項が適用される。
- (5) 特許出願がされたが公開されておらず、かつ、当該先の出願の内容の一部に関して(規則に従うか又は第 20 条に基づく命令を遂行して)新規出願がされ、かつ、それが公開されている場合は、何人も当該先の出願に関して(1)に基づく請求を行うことができ、かつ、所定の手数料の納付により、登録官は、その者に当該先の出願が公開されていた場合は与えることが

できた筈の情報を与え、かつ、閲覧を許可することができた筈の書類の閲覧を許可する。

(6) 特許又は特許出願の明細書の全部又は一部についての公開は、著作権法(Cap. 63)に基づく著作物又は芸術作品に存在する著作権についての侵害を構成しない。

第 109 条 (廃止)

第 110 条 期間の延長

(1) 大臣は、次に関する行為をするための指定期間の延長に関して規定する規則を、庁と協議の上、定めることができる。

(a) 特許出願若しくは特許付与

(b) 本法若しくは規則に基づく登録官の下での手続、又は

(c) 本法若しくは規則に基づくその他の事項

(2) 当該規則は、当該期間延長が認められる事情を規制するために大臣が適切と考える規定を含むことができ、また、当該期間延長が認められることにより影響される者を保護しかつ補償するための規定を設けることができ、また、期間が既に満了しているにも拘らず、期間延長を認める権原を登録官に与えることができる。

第 111 条 就業時間及び非就業日

(1) 登録官は、次を指定するための実施指針を発行することができる。

(a) 登録局の就業時間、及び

(b) 非就業日として取り扱われる日

(2) 大臣は、本法に基づいて次の時に行う業務の効果を定めることができる。

(a) 何れかの日の登録局の就業時間後、又は

(b) 非就業日である何れかの日

(3) (1)及び(2)の適用上、異なる種類の業務について、

(a) 異なる就業時間を定めることができ、

(b) 異なる非就業日を定めることができ、かつ

(c) 次の時に行う業務の異なる効果を定めることができる。

(i) 登録局の就業時間外、又は

(ii) 非就業日

第 112 条 没収品を売却する政府の権利

本法の如何なる規定も、政府又は政府から直接又は間接に権原を得る者の、関税又は物品税に関する法律に基づいて没収された物品を処分又は使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第 113 条 発明の範囲

(1) 本法の適用上、特許出願が行われたか又は特許が付与された発明は、文脈上他に要求されない限り、当該出願の又は場合により特許明細書に含まれる説明及び図面により解釈されたクレームにおいて指定された発明であると解され、かつ、特許又は特許出願により与えられる保護の範囲は、相応に決定される。

(2) 疑念を払拭するため、当該クレームにおいて2以上の発明が特定されている場合は、各発明が第17条に基づいて異なる優先日を有することができる旨をここに宣言する。

第114条 微生物試料の入手可能性

(1) 実施するために微生物の使用を要する発明に関する特許出願又は特許明細書がその発明を当該技術分野に熟練した者が実施することができるように明確かつ完全に開示しているものとして取り扱われるべき事情を定める規定は、規則により制定することができる。

(2) 規則により、出願人又は特許権者に対して、特に次を要求することができる。

(a) 当該微生物の試料を公衆の利用に供するための所定の措置を講じること、及び

(b) 所定の場合を除いて、当該試料の使用 방법에制限を課し又は制限を維持しないこと

(3) 規則には、所定の場合、試料を所定の者又は所定層の者のみの利用に供すれば足りる旨の規定を設けることができる。

(4) 規則においては、登録官が何らかの事項について証明書を与えたか否かに言及することにより、所定層の者を特定することができる。

(5) 第80条(1)(c)に基づく特許取消の申請は、規則の要件の何れかが満たされなくなったときに行うことができる。

第115条 規則

(1) 大臣は、特許及び特許出願(国際特許出願を含む)に関する登録局の業務を規制するため、及び本法により登録官の指示監督下に置かれるすべての事項を規制するために大臣が適切と考える規則を、庁と協議の上、定めることができる。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則では次の規定を定めることができる。

(a) 登録局に提出される特許出願その他の書類の内容を定め、かつ、当該書類の謄本の提供を要求する規定

(b) 登録官又は登録局の下での手続その他の事項に関して従うべき手順を規制し、かつ、その手続の不備を修正することを認める規定

(c) 当該手続若しくは事項又は登録局の役務提供に関連する手数料の納付を要求し、かつ、所定の事情における手数料の減免を定める規定

(d) 当該手続における立証の方法を規制し、かつ、証人の出席並びに書類の開示及び提出を強制する権限を登録官に与える規定

(e) 特許の補正案その他所定の事項を当該手続の所定の措置も含めて公告することを登録官に義務付ける規定

(f) 裁判所及び登録官の下での手続において裁判所及び登録官を補佐する専門家の任命並びに当該専門家の報酬について定める規定

(g) 本法又は規則による当該手続に関連して必要な何らかの事項を行うための期間を定める規定

(h) 発明に関する特許出願において(発明者として)明記されるとの当該発明の発明者の権利に効力を与える規定

(i) 登録局内の書類及び当該書類に関する情報の公表及び販売について定める規定

(j) 国際特許出願に関し、特許協力条約を履行し又はこれに効力を与えるために定めることが必要又は便宜な事項を定める規定

(k) 第 117 条に基づいて行われる国際特許出願及び特許出願に関して本法の規定の適用を排除又は変更する規定

(1) 特許出願に関連する書類の翻訳文並びにその翻訳文の提出及び認証を要求及び規制する規定

(m) 登録官に提起する手続に関する費用額を定める規定，並びに

(n) 本法に基づいて定めることが必要とされ又は許容される何らかの事項を定める規定

(3) 規則には，異なる規定を各場合について設けることができる。

(4) 規則においては，特許出願及び特許付与，特許代理人及び外国特許代理人登録申請及びその登録，その他本法に基づく手続の詳細を記載する公報(本法において「公報」という)の登録官による刊行について規定する。

(5) 規則においては，登録官又はシンガポールその他何れかの地の裁判所若しくは機関が決定した特許に関する事例報告書の公表を手配することを登録官に要求し又は授権することができる。

第 115A 条 様式及び登録官の指示

大臣は，登録官による次のものの公告に関して規則を設けることができる。

(a) 次のことに関する目的で使用される様式

(i) 特許出願若しくは特許付与

(ii) 本法若しくは規則に基づく登録官の下での手続

(iii) 本法若しくは規則に基づく他の事項

(b) 登録官が発行する実施指針

第 116 条 手数料

(1) 本法に基づく特許出願，特許付与，登録及びその他の事項に関して，所定の手数料を支払う。

(2) 徴収されるすべての手数料は庁の資金に払い込まれる。

(3) (2)は，第 85 条に基づいて納付され，国際事務局に転送されるべき手数料には，適用されない。

第 116A 条 附則の改正

(1) 大臣は，公報によって公表される命令により，附則を改正することができる。

(2) 大臣は，必要又は都合に応じて，附則を改正する命令において，経過規定を定めることができる。

第 117 条 経過規定

(1) 廃止された 1985 年連合王国特許登録法(Cap. 271, 1985 Ed.)第 3 条に基づいて出願が 1995 年 2 月 23 日前行われた場合は，登録官は，同法が廃止されていなかったものとして，同日後に，同法第 5 条に基づく登録証を交付することができる。

(2) 特許が 1977 年連合王国特許法に基づいて，1995 年 2 月 23 日の 36 月前以後又は 12 月後以前に付与された場合は，当該特許の所有者は，同日から 24 月の期間内に，登録証の交付申請を行うことができ，かつ，登録官は，その申請に基づく登録証を連合王国特許登録法が廃

止されなかったものとして交付することができる。

(3) 廃止された連合王国特許登録法第 5 条に基づいて交付され、かつ、1995 年 2 月 23 日直前に有効である登録証又は同日後(1)又は(2)により交付された登録証は、引き続き効力を有し、かつ、当該登録証が関係する特許は、本法の適用上、本法に基づいて行われた出願を遂行して付与された本法に基づく特許として取り扱われ、従って、当該特許の所有者は、本法に基づく特許の所有者と同じ権利、救済、特権及び義務を有し、かつ、同じ条件(第 36 条に基づいて定める手数料の納付を含む)に従う。ただし、次の変更に従うことを条件とする。

(a) 当該特許の期間は、連合王国における特許の日から開始し、かつ、当該特許は、本法に従うことを条件として、当該特許が連合王国において 2001 年 10 月 17 日前に取り消されていない場合に限り、前記特許の日から 20 年間有効とすること、及び

(b) 所定の他の変更

(4) (3)が適用される特許は、第 14 条(3)及び第 17 条(2)の適用上、本法に基づく出願日を有し、かつ、本法に基づいて公開された出願に基づいて付与されているものとして取り扱う。

(5) (4)にいう特許出願の出願日、発明の優先日又は当該出願に記載される他の事項は、1949 年連合王国特許法又は場合により 1977 年連合王国特許法の規定に従って決定する。

(6) ある行為が 1995 年 2 月 23 日前に開始され、かつ、同日以後に引き続き行われている場合において、その行為が同日直前に効力を有する法に基づいて特許の侵害又は明細書から生じる特権若しくは権利の侵害にならないときは、その行為を同日以後に継続することは、当該特許の侵害又は当該特権若しくは権利の侵害にはならない。

附則（第2条(1)）医薬品でない物質

1. 本附則においては、文脈上他に要求されない限り、

「中国専売薬剤」とは、伝統的な中国の方法に従った治療法の体系において用いられる医薬品、すなわち、薬用製品であって、次のようなものをいう。

- (a) 完成品として製造され、
- (b) その全部が植物、動物若しくは鉱物又はそれらの組合せから得られた1以上の有効物質を含み、かつ
- (c) 「中国調剤辞典」〈〈中药大辞典〉〉又は「中国漢方医学本草学」〈〈本草綱目〉〉の現行版に記載されているすべての有効物質

ただし、次のものは含まない。

(i) 人体に注射により投与される薬用製品、毒物法(Cap. 234)附則中の毒物一覧に指定する品目、又は

(ii) 植物、動物若しくは鉱物又はそれらの組合せから抽出された化学的に定義される成分を有効物質として含有する薬用製品、

「現行版」とは、中国専売薬剤について説明する刊行物に関して、問題の中国専売薬剤が販売又は供給される時点で最新の版をいい、当該刊行物のその版にその時までに行われた修正、追加又は削除を含む。

「ホメオパシー薬剤」とは、希釈されていない状態で、現在治療中の病気の症状に類似する症状を健康な人間に生じさせる効果がある1以上の物質を微量に用いて病気を治療する治療法の体系において用いられる物質をいう。

「薬用油又は軟膏」とは、外用塗布剤、薬用クリーム、軟膏又は吸入剤で、以下のものをいう。

- (a) 主として痛みを和らげる目的で用いられる、及び
- (b) 有効成分として次の物質の何れか1以上を含有する。

- (i) 芳香油
- (ii) 植物由来の不揮発性油
- (iii) サルチル酸メチル
- (iv) メントール
- (v) ショウノウ
- (vi) ペパーミント

「準医薬品」とは、次の何れかをいう。

- (a) ふけ防止剤
- (b) 吹き出物及びにきび治療用の薬用化粧品。エトレチネート又は13シスレチノイン酸を含有する製剤を除く。
- (c) 薬用せっけん
- (d) せき又はのどの炎症を和らげるための甘いもの
- (e) 膏薬
- (f) 日焼け止め剤
- (g) 薬用飲料
- (h) 植物、動物若しくは鉱物又はそれらの組合せからのビタミン剤又は栄養剤、又は

(i) 薬用練り歯磨き；

「伝統的な薬剤」とは、植物、動物若しくは鉱物又はそれらの組合せから取り出された 1 以上の物質から成る薬用製品をいうが、次のものは含まない。

- (a) 人体に注射で投与される薬用製品
- (b) 人間により用いられるワクチン
- (c) 人の血液から取り出された製品
- (d) 薬物法(Cap. 234)附則中の毒物一覧に指定する品目
- (e) 中国専売薬剤

2. 本法の適用上、次のものは「医薬品」に含まれない。

- (a) 伝統的な薬剤
- (b) ホメオパシー薬剤
- (c) 準薬用製品
- (d) 薬用製品の調合又は製造において成分として用いられる原料
- (e) 薬用油又は軟膏

3. 本法の適用上、疑念を払拭するため、次のような物質は「医薬品」に含まれない。

- (a) 食品の 1 種、食品添加剤若しくは栄養補助食品であるもの、又は
- (b) 植物、動物若しくは鉱物において自然に生じるもの